

第 5 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成30年10月19日

(平成29年度決算)

(農林水産部・土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成30年10月19日（金曜日）

午前9時58分開議  
午前11時56分休憩  
午後0時59分開議  
午後2時19分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第42号 平成29年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 平成29年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成29年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成29年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成29年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成29年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 平成29年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 小早川 宗 弘
- 副委員長 高 野 洋 介
- 委員 岩 下 栄 一
- 委員 鎌 田 聡
- 委員 井 手 順 雄
- 委員 溝 口 幸 治
- 委員 西 聖 一
- 委員 高 木 健 次
- 委員 緒 方 勇 二

委員 河 津 修 司  
委員 松 村 秀 逸

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 福 島 誠 治
- 政策審議監 竹 内 信 義
- 生産経営局長 山 下 浩 次
- 農村振興局長 西 森 英 敏
- 森林局長 三 原 義 之
- 水産局長 木 村 武 志
- 農林水産政策課長 千 田 真 寿
- 団体支援課長 杉 山 正 三
- 流通アグリビジネス課長 井 上 克 浩
- 農業技術課長 酒瀬川 美 鈴
- 農産園芸課長 大 島 深
- 政策監 後 藤 雅 彦
- 首席審議員兼畜産課長 中 村 秀 朗
- 農地・担い手支援課長 下 田 安 幸
- 農村計画課長 渡 邊 泰 浩
- 農地整備課長 福 島 理 仁
- むらづくり課長 久保田 修
- 技術管理課長 今 田 久仁生
- 森林整備課長 松 木 聡
- 林業振興課長 入 口 政 明
- 森林保全課長 古 賀 英 雄
- 水産振興課長 山 田 雅 章
- 漁港漁場整備課長 菰 田 武 志

土木部

- 部長 宮 部 静 夫
- 総括審議員
- 兼河川港湾局長 永 松 義 敬
- 政策審議監 平 井 宏 英
- 道路都市局長 上 野 晋 也
- 建築住宅局長 上 妻 清 人
- 首席審議員

兼監理課長 藤 本 正 浩  
用地対策課長 馬 場 一 也  
土木技術管理課長 田 尻 雅 裕  
道路整備課長 亀 崎 直 隆  
道路保全課長 勝 又 成 也  
都市計画課長 坂 井 秀 一  
下水環境課長 渡 辺 哲 也  
河川課長 竹 田 尚 史  
港湾課長 松 永 清 文  
砂防課長 中 山 雅 晴  
建築課長 松 野 秀 利  
営繕課長 重 松 隆  
住宅課長 小路永 守

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 能 登 哲 也  
会計課長 無 田 英 昭

監査委員事務局職員出席者

局 長 中 山 広 海  
監査監 田 原 英 介

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂  
議事課主幹 岡 部 康 夫  
議事課主幹 門 垣 文 輝

午前9時58分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前には農林水産部の審査を行い、午後から土木部の審査を行うこととしております。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで、できるだけ簡潔にお願いいたします。

それでは、農林水産部長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 それでは、着座にて失礼いたします。

決算の御説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員長報告において、施策推進上改善または検討を要する事項等とされた3点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

第1点目は、「増大する震災関連業務への確に対応するためには、職員の健康管理が重要であり、特定の部署、職員へ過度な業務の集中が生じないように、引き続き人員の確保に努め、職員の健康管理に十分留意すること。」との御指摘でございました。

これにつきましては、まず人員の確保については、復旧、復興業務等の一時的な業務増について十分なマンパワーを確保するために、任期つき職員や他県応援職員の協力を得ながら対応しているところです。

また、恒常的な時間外勤務が発生しないよう、効率的、計画的な事務執行について各課で取り組みを推進した結果、平成29年度の時間外勤務実績は、地震前の平年ベースよりはまだ多い時間数ではあるものの、平成28年度と比較し、本庁職員の1人当たりで33%の減少となるなど、改善が見られる状況となっております。

さらに、業務の負荷が特定の職員に偏らないよう、本庁各課職員の毎月の勤務実績を筆頭課へ報告させ、時間外勤務が極端に多い場合は、その原因と対応を確認するなどの取り組みを行っています。

年度後半は時間外が増加する傾向があるため、引き続き、職員の健康管理に留意しながら業務に取り組んでまいります。

第2点目は、「熊本地震関係の繰越事業に

については、現在の事業を取り巻く状況から見て、期限内での完了が困難な事業も出てくると思われる。こうした繰越事業を確実にやり遂げるため、工期の設定について必要な対応を行うなど、事故繰越も含め、個々の状況を踏まえた柔軟な対応を検討すること。」との御指摘でございました。

農林水産部におきましては、これまでも、国の経済対策への対応等において、繰越制度を積極的に活用してまいりました。あわせて、土木部と連携して入札制度の見直しと受注者の施工確保対策を実施するとともに、柔軟な工期の設定など工事の施工促進を図ってきたところでございます。

一方で、平成29年度は建設関係技能者や建設資材の不足などを背景とした入札不調が多く、不調・不落発生率は27%と、地震発生前の1%台と比較して高くなりました。また、施工中の工事においても、同様の理由により工期がおくれ、繰り越さざるを得ない状況も見られました。

こうした状況を踏まえ、平成29年度からの繰越額は、2月補正予算にて計上いたしました国補正分125億円余に加えまして、震災関連事業などを合わせた総額556億円余を計上するとともに、未契約のため事故繰越ができないと見込んだ11億円余は、平成30年度予算での再計上を行ったところでございます。

繰り越した事業につきましては、今後とも、早期の完成に向け、全力で取り組んでまいります。

第3点目は、「入札制度の見直し等について、県においては、農林水産部と土木部が連携して制度の改善等を随時行っているが、市町村に対しても、これらの情報を提供するなど、連携の強化に努めること。」との御指摘でございました。

これにつきましては、平成29年9月以降、土木部と連携の上、被災市町村との意見交換を重ね、各市町村の発注工事が不調、不落と

ならないよう、県内全域の事業者が入札に参加できることを希望する市町村とともに県内数カ所で事業者向けの説明会を開催するなど、市町村と連携した不調・不落対策を行っております。

その結果、県内全市町村の今年度8月までの不調・不落発生率は14%と、昨年度1年間の25%を下回っており減少しています。

ただし、依然として高い水準になりますので、今後も引き続き各市町村の不調、不落の状況を注視していくとともに、土木部と連携して必要に応じて市町村への支援を行ってまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の平成29年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、一般会計と2本の特別会計を合わせまして、収入済み額が665億3,400万円余、不納欠損額が70万円、収入未済額が1億4,300万円余となっております。

収入未済額については、債権者の財産差し押さえや分納誓約書による分割納入等により、前年度より2,800万円余減少しておりますが、今後もさらに債務者の資産状況に応じた対策を行い、回収を進めてまいります。

また、歳出については、支出済み額が895億3,100万円余、翌年度繰越額が556億800万円余、不用額が221億4,700万円余となっております。

翌年度繰越額は、震災関連工事等の実施に当たり、資材の調達や建設関係技能者の確保が困難となり、不測の日数を要したことなどにより繰り越したものですが、平成28年度と比較すると26%減少しております。また、不用額は、補助事業における要望額の減等による事業量の減少や事業執行に伴う入札残などです。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。

す。詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

初めに、本年度の定期監査結果に関する報告におきましては、農林水産部は、農地・担い手支援課について指摘がありました。後ほど担当課長から説明いたします。

それでは、お手元の決算特別委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

下から2段目の農林水産関係事業助成金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で450万円の減額となっています。これは、バリ州との農畜産業技術交流事業について、財源として見込んでいたJICA事業の公募が昨年度内に行われなかったためであります。

また、最下段の年度後返納380万円余の増額につきましては、過年度分の扶養手当等の返納金でございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

1段目、総務費のうち、一般管理費につきましては、繰越額、不用額ともございません。

中段の農業総務費の不用額906万円余につきましては、事業量の減等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料の1ページをお願いいたします。

翌年度への繰り越しについて説明させてい

たきます。

農業公園施設保全計画策定事業につきましては、工法検討に関する調査に不測の日数を要したため、繰り越したものでございますが、本年6月末には事業完了しております。

農林水産政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

資料は、決算特別委員会説明資料にお戻りください。

5ページから一般会計の歳入でございます。

6ページをお願いいたします。

2段目の農業改良資金貸付金回収金の不納欠損額70万円と収入未済額2,100万円余、さらに、一番下の段の貸付金延滞違約金の収入未済額870万円余につきましては、後ほど附属資料により一括して説明させていただきます。

8ページから一般会計の歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

上段の農業金融対策費につきまして、これは、農業関係の各種制度資金に係る経費でございますが、不用額が2,600万円余でございます。主な理由は、備考欄の上段に記載しておりますとおり、貸付金の資金需要が見込みを下回ったこと等による執行残でございます。

下段の農業協同組合指導費は、農協に対する指導等のための経費でございますが、不用額が800万円余でございます。これは、備考欄に記載のとおり、事業未実施による執行残が主な理由で、農協合併支援事業が合併の延期により事業未実施となったものでございます。

10ページをお願いいたします。

一番下の段の林業振興指導費は、森林組合に対する指導のための経費と林業振興資金貸

付金でございます。

11ページをお願いいたします。

3段目の水産業協同組合指導費は、漁協に対する指導や漁業振興貸付金等の漁業関係の各種制度資金でございます。

12ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、不納欠損はございません。

中ほどの林業・木材産業改善資金貸付金償還元金と13ページの2段目の林業・木材産業改善資金違約金の収入未済額につきましては、一般会計同様、後ほど附属資料により説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金は、林業及び木材産業の経営改善等を支援するために無利子で貸し付ける資金でございますが、不用額2,590万円余につきましては、資金需要が見込みを下回ったことによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計の歳入でございますが、不納欠損はございません。

下から2段目の沿岸漁業改善資金貸付金償還元金と下段の貸付金延滞違約金の収入未済額につきましては、後ほど附属資料により説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、沿岸漁業改善資金助成金は、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございますが、不用額3,600万円余につきましては、資金需要が見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、決算特別委員会附属資料をお願いいたします。

資料の85ページをお願いいたします。

団体支援課の収入未済の状況について御説

明いたします。

上段の表、一般会計では、農業改良資金貸付金回収金2,190万円余と貸付金延滞違約金870万円余が収入未済となっております。このうち、本年9月末現在で53万円余を回収しております。

なお、不納欠損額につきましては、後ほど御説明をいたします。

中段の表の林業・木材産業改善資金は、元金400万円余と延滞違約金40万円余が収入未済となっており、9月末現在で237万円余を回収しております。

下段の表の沿岸漁業改善資金は、元金990万円余、延滞違約金440万円余が収入未済となっており、9月末現在で70万円余を回収しております。

86ページをお願いいたします。

上段の表は、収入未済額の過去3カ年の推移でございます。

1段目と2段目の農業改良資金の元金と違約金の合計額は、前年度と比較をいたしますと315万円余減少をしております。

3段目の漁協金融円滑化貸付金は、延滞違約金につきましては、誓約書に基づき分納中でございます。

4段目、5段目の林業・木材産業改善資金の元金と違約金の合計額は、前年度に比べまして240万円ほど減少をしております。

6段目、7段目の沿岸漁業改善資金の元金と違約金の合計額は、前年度比較で67万円余減少をしております。

なお、いずれも29年度に新たな収入未済は発生しておりません。

結果、団体支援課の収入未済額全体では、前年度に比べまして660万円余減少をしております。

下段の収入未済額の状況ですが、延滞者の数は下段の合計欄の件数16名となっており、いずれも分割により納付中でございます。

87ページをお願いいたします。

平成29年度の未収金対策でございます。

農林漁業のいずれの貸付金も、全ての債務者から分納誓約書を徴取しており、分納計画を確実な納付に結びつけるため、毎年面談により債務者や連帯保証人に対する催告を徹底して行っております。

また、連帯保証人と連名で分納誓約書を徴するということにつきましても取り組んでおります。

また、新たな未収金の発生を防止するため、延滞発生後は速やかに督促を行うほか、農協、漁協、森林組合を通じまして経営状況等を把握し催告を行っております。

未収金の回収につきましては、今後とも関係機関と連携を図り、経営状況等も十分把握しながら回収に努めてまいります。

最後に、92ページをお願いいたします。

不納欠損につきまして御説明をいたします。

農業改良資金貸付金の未償還金70万円につきましては、貸し付けの相手方が自己破産し、また、3名の連帯保証人は死亡、さらに、その相続人につきましても、調査の結果、いずれも死亡あるいは相続放棄をしていることが判明したため、今後の回収見込みがなくなったことから、平成30年2月議会で権利の放棄について議決をいただきまして、不納欠損の処理を行ったものでございます。

団体支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

まず、説明資料に戻っていただきまして、17ページ目をお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、一般会計の歳出について御説明いたします。

説明資料の18ページ目をお願いいたしま

す。

2段目、農業総務費でございますが、これは、農産物の流通対策やブランド確立対策などに係る事業経費でございます。

不用額は2,500万円余でございます。不用額の主な内容は、人件費の執行残や経費節減に伴う執行残などでございます。

次に、19ページ目をお願いいたします。

2段目、農業改良普及費でございますが、これは、企業の農業参入促進に係る事業経費です。

翌年度繰越額が4,000万、不用額は400万円余でございます。

翌年度の繰越額の内容につきましては、繰越事業調べで御説明させていただきます。

不用額の主な内容は、事業量の減などに伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の2ページ目をお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

企業の農業参入促進・定着支援事業でございますが、これは、山鹿市菊鹿町にある熊本ワインの醸造設備の整備費用でございます。作業工程などの見直しが生じたため、設計変更により不測の日数を要し、繰り越しを行ったものでございます。工事は7月までに全て完了しております。

流通アグリビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、20ページ目をお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

予算現額と収入済み額との比較につきまして、差額の大きいものを説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

2段目の地方創生拠点整備交付金でございます。

予算現額と収入済み額との比較がマイナス10億3,500万円余となっておりますが、これは繰り越しに伴う減でございます。

22ページをお願いいたします。

中ほどにあります農畜産物売払収入ですが、予算現額と収入済み額との比較が1,700万円余増額となっておりますが、これは、農業研究センターにおける生産物売払い収入で、農畜産物の収量増などによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

一番下の段の雑入の収入未済額5万5,000円につきましては、附属資料で後ほど御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

下段の農業改良普及費でございますが、これは、普及職員の人件費や活動費でございます。

不用額の1,400万円余につきましては、その理由としまして、事業量の減少や経費節減等による執行残でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

26ページの下段の農業研究センター費でございます。

翌年度繰越額の20億6,700万円余につきましては、附属資料の繰越事業調べで後ほど御説明させていただきます。

不用額の4,400万円余につきましては、人件費の執行残や施設整備、備品購入の入札、経費節減等の減による執行残でございます。

27ページをお願いいたします。

下段の農業施設災害復旧費でございますが、これは、農業研究センターの地震等による災害復旧費でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属

資料の繰越事業調べで御説明いたします。

不用額の4億7,700万円余につきましては、その主な理由としまして、茶業研究所の製茶工場は建てかえが必要ではないかと予算計上をしておりましたが、結果的に修繕で済んだことや、そのほかの研究所におきましても、施設修繕が見込み額より実際の被災額が少なかったことによる執行残でございます。

続きまして、附属資料にて繰越額と収入未済額につきまして御説明いたします。

附属資料の3ページから4ページにかけての繰越額でございます。

まず、3ページの上段、施設改修事業は、農業研究センター、果樹研究所等の施設改修において、資材や建設関係技能者の不足により、570万円余を繰り越しております。果樹研究所、農産園芸研究所の工事は完了し、残りの工事1件も年度内完成を予定しております。

下段の次世代農業ローカルイノベーション創出事業は、農業研究センターの施設整備でございます。国の経済対策に伴い、2月補正で予算計上したものでございますが、年度内の事業完了が見込めなかったため、全額繰り越したものでございます。現在、全事業において設計まで完了し、年度内での工事完了をめどに進めております。

4ページをお願いいたします。

上段の次世代農業ローカルイノベーション創出事業ですが、これは、国の経済対策に伴う農業研究センターの施設整備事業ですが、交付決定が29年2月で、施工業者における資材や建設関係技能者の不足、また、設計工程の検討に不測の日数を要し、2億7,100万円余を翌年度に繰り越しております。高原農業研究所における工事は完了しており、残りの研究所も年内に完了する予定でございます。

下段の農業研究センター施設・設備災害復旧事業では、地震による被害で果樹研究所等の復旧工事において、設計段階で新たな内壁

の亀裂が判明し、計画変更等により不測の日数を要したため、8,800万円余を繰り越しております。果樹研究所における工事は、完了しており、残りの茶業研究所も年内に完了予定でございます。

次に、88ページをお願いいたします。

収入未済額の状況につきまして御説明いたします。

1の平成29年度歳入決算の状況のとおり、収入未済額が5万5,000円となっております。これは、28年11月に玉名地域振興局管内で発生いたしました公用車の交通事故に伴う損害賠償金でございます。平成29年6月以降の納付が滞納となり、訪問により5,000円を回収できましたが、その後、相手方並びに連帯保証人が服役中のため、徴収できておりません。定期的に相手方の母親から情報を収集し、回収に努めてまいります。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、28ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明をいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

上から2段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済み額との比較で89億円余の減額となっております。

主なものといたしまして、5段目の国産農産物生産・供給体制強化対策費補助は、備考欄記載の産地パワーアップ事業、6段目の農業・食品産業強化対策整備交付金は、備考欄記載の強い農業づくり交付金ですけれども、いずれも繰り越しに伴うもの及び事業量の減に伴う減額となったものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたしま

す。

5段目の諸収入でございますが、予算現額と収入済み額との比較で3億3,000万円余の減額となっております。これは、主に最下段の産地パワーアップ事業補助金について、国から全国団体に基金として積み立てられた財源を活用した国庫補助事業ですが、事業量の減及び繰り越しに伴い減額となったものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料は、30ページを飛ばしていただいて、31ページをお願いいたします。

農作物対策費ですが、生産総合事業や産地パワーアップ事業などにおいて、翌年度繰越額55億9,000万円余となっております。後ほど附属資料にて御説明をいたします。

不用額42億8,000万円余につきましては、主な理由としまして、備考欄の理由の1、計画変更、事業量減少に伴う執行残は、国の経済対策に伴い、予算措置を行いました産地パワーアップ事業において、前年度前倒し等を行ったことに伴いまして19億6,000万円余となっております。

5の当初の要望額に対して実績額が下回ったことによる執行残は、熊本地震被災施設整備等対策事業などにおきまして21億6,000万円余となっております。

次に、32ページをお願いいたします。

最下段の災害復旧費ですが、備考欄に記載の農業共同利用施設災害復旧事業において、理由にありますように、補助対象経費が確定したことに伴う執行残となっております。

続きまして、附属資料で繰り越し関係を説明させていただきます。

附属資料の5ページをお願いいたします。

1段目の生産総合事業につきましては、園芸用ハウスなどの整備を行っているものですが、繰越理由欄に記載のとおり、資機材及び建設関係技能者不足により繰り越したもの

で、現在14カ所が完了し、残りは来年2月末までに完了予定でございます。

2段目の産地パワーアップ事業につきましては、園芸用ハウスなどの整備を行っているもので、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、全額翌年度に繰り越したものです。現在3カ所が完了し、残りは年度内に完了予定でございます。

3段目のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業、4段目の中山間地域等JA参入営農モデル事業につきましては、いずれも資機材及び建設技能者不足により繰り越しましたが、5月末までに完了いたしております。

5段目の台風被害生産施設復旧対策事業につきましては、さきの台風対策として創設した当該事業を活用いたしまして、本年1月に発生いたしました雪害の復旧に対応したもので、繰り越して本年度整備中でございます。現在3カ所が完了しており、残りは来年2月末までに完了予定でございます。

次に、事故繰越について御説明いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

1段目の熊本地震被災施設整備等対策事業につきましては、繰越理由欄にありますように、地下水保全のため、くい打ち工事を近隣の水道工事完了までおくらせたことによるもので、5月末までに完了いたしております。

2段目と3段目の産地パワーアップ事業につきましては、資機材及び建設関係技能者の不足等に伴うもので、八代市分は5月に、芦北町分は、資料では9月1日現在で記載しており90%となっておりますが、9月末までに既に完了いたしております。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

歳入につきましては、33ページから37ペー

ジまででございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差が大きいものにつきましては、35ページの2段目の畜産競争力強化整備事業費補助、37ページの3段目の畜産・酪農収益力強化等特別対策事業補助金が主なものでございます。これは、畜産クラスター事業における事業量の減及び翌年度への繰り越しによるものでございます。

また、35ページ中段ほどに財産収入の項目がございます。種雄牛の凍結精液の売り払い収入等、予算額より約800万多く収入を得ております。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

38ページをお願いいたします。

最下段の畜産振興費は、畜産クラスター事業を初めとした畜産の振興に資する費用でございます。

翌年度繰越額の12億2,585万円余につきましては、後ほど御説明いたします。

不用額23億296万円余の理由につきましては、右の備考欄に記載しておりますとおり、事業量減少に伴う執行残によるものでございます。その主なものといたしましては、備考欄の事業の概要の1に記載しております畜産クラスター事業でございます。国が平成28年8月に打ち出しました経済対策に対応したもので、平成29年度分を前倒し確保したために、その大半を29年度へ繰り越しいたしました。予算化の時点では、熊本地震からの創造的復興、規模拡大への要望がありましたが、建築資材等の高騰の影響もあり、規模拡大は行わず、原状復旧にとどめ、9割補助の被災型経営体育成支援事業を活用するとの考えに至る畜産農家が出てきたために、不用となったものでございます。

39ページをお願いいたします。

下段の家畜保健衛生費は、家畜保健衛生所の施設整備を初めとした家畜の衛生、防疫に

資する費用でございます。

翌年度繰越額の6,894万円余につきましては、後ほど御説明いたします。

不用額2億2,823万円余でございますが、右の備考欄の内訳に記載しておりますとおり、事業量減少に伴う執行残が2億668万円となっております。

この主なものといたしましては、南関町で平成28年12月27日に発生いたしました鳥インフルエンザ防疫強化対策事業において、必要な予算を確保し、防疫措置後の発生農場や周辺農場への補償確定には時間を要するために29年度に事業費の一部を繰り越しました。その調査の結果、発生農場や周辺農場への補償額が想定より少なかったために、不用となったものでございます。

続きまして、別冊附属資料の繰越事業について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1番目の家畜保健衛生所施設整備事業については、山鹿市にある城北家畜保健衛生所で、旧庁舎解体の業者選定に想定以上の日数を要したために、工事の一部を繰り越したものです。本年の12月末までに完了を予定しております。

2番目の公社営畜産基地建設事業については、建設予定地において熊本市単独事業が予定したスケジュールどおりに完了しなかったために、本事業を繰り越したものでございます。来年1月までに完了を予定しております。

事故繰越、8ページをお願いいたします。

畜産クラスター事業について、歳出の部でも御説明いたしました。国が平成28年8月に打ち出しました経済対策に呼応したもので、29年の分を前倒しして確保いたしましたけれども、事業を進める中で、熊本地震の影響もあり、施工業者において建築資材の入手や作業員の確保ができず、工事施工が困難となったために、一部を繰り越したものでござ

います。繰り越しいたしました17カ所のうち14カ所は完了し、残る3カ所も本年12月末までに完了を予定しております。

今後とも速やかな事業完了に努めてまいります。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

まず初めに、今年度の定期監査における指摘事項につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の1枚の資料、表題に「監査結果指摘事項」と書かれました資料をごらんいただきたいと思っております。

指摘事項といたしましては、農業大学校旧寮解体工事による断線についてでございます。

この案件は、農業大学校において、昭和53年の農業大学校開校当時に建設し、現在は使っていなかった旧学生寮の解体工事を昨年度実施した際に発生したものでございます。

指摘事項の内容につきましては、農業大学校の「旧寮解体工事において、作業中に解体工事と関係のない浄化槽へつながる電気配線が切断されたことにより使用不能となり」まして「新たに浄化槽の排水業務委託が発生するとともに、浄化槽を復旧させるために解体工事の変更契約がなされている。発注に当たっては、周到的な事前調査と準備を行い、断線等の事故が起きないように努めること。」との御指摘をいただいております。

次に、中段の事案の概要についてでございます。少しつけ加えさせていただきます。

今回解体した旧寮の隣接地には、旧寮用ではなく農大の本館用の合併浄化槽が旧寮閉鎖から約10年後に整備されておりました。ただし、旧寮解体工事を発注した際には、旧寮建物の周辺隣接地に設置されておりましたこの合

併浄化槽までの電気配線を確認するための設計書等を農業大学校及び農地・担い手支援課で管理できておらず、解体しようとする通電していない旧寮の渡り廊下に解体建物とは関係のないこの浄化槽への電気配線があることを把握できておりませんでした。

そのため、旧寮の解体工事の発注設計書等には、浄化槽への電気配線を示しておらず、旧寮解体工事中に浄化槽への電気配線を切断したものでございます。それに伴い、浄化槽の排水ができなくなったため、緊急的に自家発電による排水が必要となり、排水業務委託契約を行い、その後、新たな電気配線工事を実施したものでございます。

次に、対応状況でございます。

事案発生後、隣接する浄化槽を整備した当時の電気配線を含む設計書を探したところ、旧寮のものとは別に保管してありました。

よって、本件につきましては、電気配線工事の設計書等が工事発注前に確認できていれば、電気配線場所が特定でき、電気配線の切断が防げたことから、設計書等につきましては、これまでは年度ごとに管理していたものを、本件発生後は関連する施設を一括して保管、管理する形に変更し、隣接の施設まで確認できるようにしたところでございます。

また、今後の発注に当たっては、事前に当課が農業大学校と合同で現場及び設計書等で周辺の関連施設の有無を丁寧に確認した上で、関係書類一式を設計業者へ提供し、現場説明することで、同様の案件が発生しないようにしてまいります。

この徹底を図るため、関係職員に対しては周知を図り、工事実施前の事前確認と準備を徹底するよう、意識啓発、認識向上を図り、再発防止に努めてまいります。

監査の指摘事項につきましては以上でございます。

それでは、続きまして、平成29年度の一般会計の決算について御説明させていただきます

す。

決算特別委員会説明資料の41ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との比較で差額の大きいものを中心に説明させていただきます。

下から3段目の国庫支出金、国庫補助金が90億円余のマイナスとなっておりますが、いずれも繰り越しと事業量の減によるものでございます。

その多くにつきましては、次の42ページをお願いいたします。

42ページの下から3段目の農業・食品産業強化対策整備交付金でありまして、具体的には、右の備考欄にありますように、熊本地震で被災した農舎、畜舎、ハウス等の再建を進める震災復旧緊急対策経営体育成支援事業における資材の確保困難等での繰り越し及び事業量の減少によるものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

一番上の大きな枠の段のところ、財産売却収入についてでございます。これは、農業大学校での実習により多くの生産物を生産できたこと等で、予算額より90万円余の収入増となっております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

下から3段目の青年就農給付金事業補助金でございます。給付金の対象者枠を1,123名分確保しておりましたが、実績として申請がありましたものが1,055件と、若干減少したことにより、9,400万円余の減となっております。

次に、歳出について、46ページからお願いいたします。

不用額を生じた事業及びその主な理由について説明させていただきます。

また、各事業の翌年度繰越額につきまして

は、後ほど別冊の附属資料の中で一括して説明させていただきます。

まず、下段の農業総務費についてでございますが、これは、農地の集積や農業経営の法人化の推進等に要するものでございます。

不用額が1億2,900万円余生じておりますが、これは、事業量の確定等に伴う執行残でございます。

次に、47ページをお願いいたします。

上段の農業改良普及費につきましては、農業次世代人材投資事業、いわゆる青年就農給付金の交付等に要するものでございます。

不用額が1億200万円余生じておりますが、これは、先ほど歳入で申し上げました形での事業量の確定に伴う執行残等でございます。

次に、中段の農業構造改善事業費につきましては、経営体育成支援事業等の補助に要する経費でございます。

不用額が6億5,900万円余生じておりますが、これは、国の国庫内示減に伴う執行残等でございます。

続きまして、下段の農業指導施設費につきましては、農業大学校における施設整備工事に要する経費でございます。

不用額が3,100万円余生じておりますが、これは入札残等によるものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

下から2段目の農業施設災害復旧費につきましては、熊本地震関連の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の補助等に要する経費でございます。

不用額が40億8,000万円余生じておりますが、これは、事業量の確定等に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料の繰越事業について御説明させていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。

まず、明許繰越分が5件ございます。

1段目の台風被害生産施設復旧分につきましては、台風等で被害を受けたハウスの復旧を行うものでありますが、他工事との調整で繰り越しておりましたが、現在工事は86%まで進捗をしております。

2段目の担い手確保・経営強化支援事業と4段目の農大新技術導入施設整備費につきましては、いずれも国の経済対策に伴い2月補正で予算化したもので、繰り越しをして事業を進めているところでございます。

なお、担い手確保・経営強化支援事業につきましては、担い手が行う農業機械等の導入を支援するもので、12月までには完了する予定でございます。

また、農大新技術導入施設整備費につきましては、農業大学校における畜産関係の最新施設を整備するものでございまして、現在の進捗率は3%となっておりますが、9月までに施設の設計を完了し、現在入札手続中でありまして、年度内には完了する予定でございます。

3段目の農大施設保全改修事業につきましては、既に5月末で完了しております。

一番下、合計の上の欄の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業につきましては、28年度予算分と29年度予算分がございまして、9ページの分は29年度予算分の明許繰り越しでございます。

また、28年度分につきましては、次の10ページをごらんいただきたいと思います。

次の10ページの2段目に掲げております事故繰越といたしまして、ここに掲げております。いずれも現在の進捗状況が5割程度となっております。年度内の完了に向けて、関係市町村と連携して取り組みを進めているところでございます。

最後に、10ページの農村活性化研修交流拠点整備等事業についてでございます。

これは28年度末の国の地方創生拠点整備交付金を活用しまして、農業大学校に研修交流

館を整備しているものでございます。資機材の不足等によりまして、事故繰越をしているものでございますが、現在35%まで進捗しており、年度内には完成予定でございます。

なお、この施設の建設に当たっては、県有の公共建築物としては初めてとなる直交集成板、いわゆるCLTを約半分使用した木造建築を進めておりまして、比較的規模の大きな木造建築物での活用モデルとなるものと考えております。

繰越事業については、今後とも速やかな事業完了に努めてまいります。

農地・担い手支援課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡邊農村計画課長 農村計画課でございます。

資料は、説明資料にお戻りいただきまして、49ページでございます。

一般会計の歳入から御説明を申し上げます。

まず、上から2段目でございます。国営土地改良事業費負担金ということでございまして、収入未済額が1,389万円余でございます。

この収入未済額につきましては、国営土地改良事業で実施をいたしました羊角湾地区の受益者負担に当たるものでございまして、これに係る収入未済ということでございます。これにつきましては、後ほど附属資料のほうで御説明をさせていただきます。

次に、同じページ5段目から次の50ページにかけて、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金につきましては、不納欠損及び収入未済はともにございません。

49ページの上から6段目の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額の比較で4億7,800万円余の減額となっております。これにつきましては、下から2段目の団体営農業農村整備事業費補助、一番下の農山

漁村地域整備交付金、この2つにつきまして、国庫内示が減、または繰り越しに伴い減額になったというものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

51ページでございます。

3段目の農地総務費につきましては、職員給与でございます。

次に、下の土地改良費でございますけれども、52ページまでにわたりまして備考欄に記載しております各種の土地改良事業等に要しました経費ということでございます。

不用額の1億1,100万円余につきましては、事業量の減少に伴う執行残及び国庫内示減等によるものということでございます。

繰越額の4億5,200万円余につきましては、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

それでは、附属資料のほうに移りまして、11ページをお願いいたします。

1段目、2段目の農業農村整備調査計画費ほか2事業で繰り越しを行っております。地元との営農調整協議や施工計画協議等に不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、現在、繰り越した地区のうち22地区は既に完了いたしておりまして、その他の地区につきましても、早期の完了を目指しているところでございます。

これらが、その後12、13ページと続きまして、16ページが事故繰越でございます。

事故繰越につきましては、ここに掲載の2事業でございます。熊本地震の影響によりまして、技能者の確保に不測の日数を要したこと等により、やむを得ず繰り越したものであるということでございます。

次に、89ページをお願いいたします。

冒頭御説明申し上げました国営土地改良事業費負担金に係る収入未済についてでございます。附属資料の89ページでございます。

1の平成29年度歳入決算の状況でございますけれども、29年度の国営土地改良事業費負担金の収入未済額は1,389万円余でございます、冒頭申し上げましたとおり羊角湾地区が該当でございます。

次に、2番でございます。

過去3年間の推移でございますけれども、当負担金につきましては、平成27年度末には3地区で全体4,400万円余を超えておりました。これにつきましては、役員等の臨戸徴収など計画的な取り組みの強化により徐々に減少することができまして、次の90ページでございますけれども、一番下の4の3番にありますとおり、横島地区、矢部地区の2地区につきましては、平成29年度中に完納をいたしたところでございます。

最後に、同じく90ページの1番でございます。

29年度の対策ということでございますけれども、未収金解消の計画の策定やヒアリング等を行いながら土地改良区の指導を行ったほか、未納者の所有する土地の利用促進や営農指導などを実施しているところでございまして、これによりまして、本年も9月末までに40万円余の納入がさらにあったところでございます。

今後とも未収金が解消されるように努めてまいります。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福島農地整備課長 農地整備課でございます。よろしく申し上げます。

初めに、一般会計の歳入について御説明申し上げます。

説明資料の53ページをお願いします。

不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

1段目の分担金及び負担金でございますが、54ページまで記載しております。

予算現額と収入済み額との比較で増減が生じております。これは、主に国庫補助金の内示減と予算計上後に分担金、負担金間で額の変更が生じたものでございます。

54ページをお願いします。

下から4段目の国庫支出金でございますが、56ページまで記載しております。これは、土地改良事業及び災害復旧事業に対する国庫補助金でございます。

54ページ下から3段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との比較で46億8,400万円余の差が生じております。

また、55ページの最下段の災害復旧費国庫補助金で162億1,400万円余の差が生じておりますが、これらについては、主に国庫内示減及び繰り越しによる減でございます。

次に、56ページをお願いします。

下から2段目の諸収入でございますが、予算現額と収入済み額との比較で22億5,500万円余の差が生じておりますが、主に57ページ2段目の農地等災害復旧事業受託事業の繰り越しに伴う受託事業収入の減によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

58ページをお願いします。

2段目から農林水産業費の農地費でございますが、最下段の土地改良費につきましては、県営かんがい排水事業等、各種土地改良事業に要した経費でございます。58ページから60ページまでに事業の概要を記載しております。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明させていただきます。

不用額の4億2,300万円余につきましては、主に国の内示額が予想額を下回ったことに伴う執行残でございます。

次に、59ページ2段目の農地防災事業費でございますが、障害防止事業費等、各種防災事業に要した経費でございます。

不用額の1億6,300万円余につきましては

は、主に国の内示額が予想額を下回ったことに伴う執行残でございます。

次に、最下段の災害復旧費の農地災害復旧費でございます。被災した農地、農業用施設の復旧に要した経費でございます。

不用額の72億3,200万円余につきましては、主に国からの内示額が予算額を下回ったこと等による執行残でございます。

次に、別冊の附属資料17ページをお願いします。

農地整備課分の繰越事業につきましては、明許繰り越しが17ページから33ページ、事故繰越が34ページから37ページに記載されております。明許繰り越しの箇所数及び繰越額の合計は、33ページの最下段に記載しております。

繰り越しの主な理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、関係機関との協議に不測の日数を要したものの、地元との協議に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、2月補正予算で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったものなどでございます。

地元関係者との調整等が必要なことから、進捗率が低い地区もございしますが、事業効果が早期に発現できるよう、今年度の工事完了を目指しているところでございます。

次に、事故繰越につきましては、34ページをお願いします。

事故繰越の箇所数及び繰越額の合計は、37ページの最下段に記載しております。

事故繰越の主な理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、関係機関との協議に不測の日数を要したものの、工事調整に不測の日数を要したものなどでございます。

次に、93ページをお願いします。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。

工事施行に伴い取得した用地につつまし

て、相続登記の関係で未登記となっているものでございます。

表の中ほど、G欄の最下段にありますように、平成29年度末の未登記は78筆で、昨年度末の80筆から2筆減となっております。また、当年度発生分についても100%処理しております。

今後とも、関係者の動向や現地の状況を把握しながら、原因となっている事項に細かく対応を行い、未登記解消に努力してまいります。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料のほうにお戻りいただきまして、61ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入について御説明を申し上げます。

当課に係ります歳入について、不納欠損額、収入未済額とも、ともにございません。

61ページ、上から4段目でございます。

国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額との差で6億6,400万円余を上げてございますけれども、これは、主に次の62ページから63ページにかけまして計上してございます中山間地域の各般の事業、ハード整備に係ります繰り越し及び国庫内示減に伴う減額でございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

4段目でございます。農業総務費でございます。

備考欄にございすくまもと里モンプロジェクト推進事業等の地域づくりや農山村の振興に要する経費でございます。

不用額370万円余を計上してございすが、事業量の減少に伴う執行残並びに経費節

減に伴う執行残でございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

1段目の農作物対策費でございます。

備考欄にございます鳥獣被害防止対策やジビエ利活用促進に係る経費でございます。不用額2,700万円余を計上してございます。主に鳥獣被害防止総合対策事業の国庫内示減に伴う執行残でございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。

土地改良費でございます。

中山間地域対策の主要施策でございます。県営中山間地域総合整備事業や農地の維持、保全を支援する多面的機能支払事業に要する経費でございます。

不用額2億9,900万円余を計上してございます。主に国庫内示減による減額でございます。

また、翌年度繰越額として8億9,000万円余を計上してございますが、主に県営中山間地域総合整備事業費、中山間地域所得向上支援対策事業費の繰り越しによるものでございまして、引き続き、繰越事業調べの中で御説明を申し上げます。

別冊の附属資料38ページをお願い申し上げます。

まず、38ページ、明許繰り越しでございます。

38ページから39ページにかけて、県営中山間地域総合整備事業費、これは、中山間地域における農地の基盤整備を実施するものでございますが、工事内容に関する各般調整、地元との用地協議等に不測の日数を要しましたために、29年度内の完了が困難となったものでございまして、やむを得ず繰り越しをしたものでございます。

現在、3地区は既に完了してございまして、残りの工事についても、全て本年度内完了を目指して今推進をしているところでござ

います。

続きまして、40ページをお願いいたします。

こちら明許繰り越しでございますが、国の29補正分でございます。中山間地域所得向上支援事業費の明許繰り越しでございます。国の経済対策に伴いまして、2月補正で成立した予算でございます。適正な工期を確保するために、やむを得ず繰り越したものでございまして、同じく年度内完了に向けて実施をしているところでございます。

次に、41ページ、事故繰越でございます。

こちら県営中山間地域総合整備事業でございます。中山間地域の基盤整備、区画整理を実施してございますが、資材、機材の不足によりまして、不測の日数を要しまして、29年度内の完了が困難となったもので、繰り越しをしたものでございます。

既に、現在1地区は完了してございまして、残りの地区についても、来年1月完了を目指してございますが、いずれにしても中山間地域の生産条件の厳しい高齢化の進む地域でございます。地元の農家と営農に係る調整を丁寧に進めながら、できるだけ早い時期の工事完了を目指して推進をしていきたいと考えてございます。

むらづくり課の説明は以上でございます。

○今田技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料の67ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

1段目の地籍調査費補助の予算現額と収入済み額との比較で1億6,200万円の減額となっておりますが、これは、平成30年度への繰り越しに伴いまして減額となったものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

68ページをお願いします。

4段目の農地総務費でございますが、翌年度繰越額2億4,300万円につきましては、地籍調査費の分でございます。後ほど繰越事業費の調べの中で御説明させていただきます。

次に、5段目の土地改良費、そしてその次の6段目の林業総務費でございますが、備考欄に記載しておりますとおり、主に電子入札・工事進行管理システム開発事業の農業分、林業分等の経費でございます。

続きまして、附属資料42ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

地籍調査事業費で繰り越しを行っております。国の経済対策に伴いまして、2月補正で成立した予算でございます。適正な工期を確保するために、やむを得ず繰り越したものでございます。

現在、繰り越した4カ所において、それぞれ年度計画どおりに進めております。年度内に完了する見込みでございます。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料にお戻りをいただきまして、69ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

まず、不納欠損額、収入未済額ですが、ともにございません。

主な項目につきまして御説明いたします。

下から4段目の国庫支出金について、予算現額と収入済み額との比較で25億3,800万円余の減となっております。これは、次の70ページ1段目の造林事業費補助や下から4段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助など、間伐や作業道整備等の事業を繰り越したことで、また、上段3段目及び4段目の地方創生交付金による県林業研究指導所の施設整備

事業費を繰り越したことによるものでございます。

次に、71ページをお願いいたします。

中段の財産収入につきまして1,300万円余の増となっております。これは、次の72ページ上段3段目にございます県有林における木材販売収入が増加したことによるものでございます。

続きまして、74ページをお願いいたします。

歳出について、主な項目を御説明いたします。いずれも不用額について説明させていただきまして、翌年度繰越額については、後ほど附属資料で説明させていただきます。

下段の林業総務費については、職員の人件費や水とみどりの森づくり事業に充てている事業費でございます。2,500万円余の不用が生じております。これは、熊本地震等により労働力不足が生じ、計画していた間伐事業量が減少したことや委託業務等の入札残によるものでございます。

75ページをお願いいたします。

林業振興指導費については、間伐や作業道整備に係る国の交付金事業や県林業公社への貸付金を内容とするものでありまして、不用額は2,600万円余となっております。これは、主に平成28年度経済対策により計画していた作業道の開設事業等に着手できず、事業量が減少したことによるものでございます。

76ページをお願いいたします。

上段の造林費については、植栽や下刈り、間伐など森林を育成するための事業でございます。2,400万円余の不用が生じております。これは、補助事業の要望減等に伴う事業量の減少によるものでございます。

また、下段の県有林費において1,100万円余の不用が生じておりますが、これは、下刈りや作業道の維持補修など、県有林における作業の内容を精査した結果、事業量が減少したこと等によるものでございます。

77ページをお願いいたします。

下段の林務施設災害復旧費は、林業研究指導所施設の災害復旧等を行う事業費ですが、入札残により1,100万円余の不用が生じたところでございます。

続きまして、別冊資料におきまして繰越事業について御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

次の44ページにかけまして明許繰り越しを記載しております。これらの主な理由といたしましては、地方創生拠点整備交付金や間伐に関する交付金事業など、国の経済対策に伴う2月補正での予算成立であったことや、労働力不足が生じたことなどによるものでございます。このうち3件については事業が完了しておりまして、その他についても、年度内の完了に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

3段目と4段目、国の地方創生拠点整備交付金を活用して、林業研究指導所における研究試験機、木材乾燥施設を整備する事業でございます。工事の着手後に設計変更を要したことから事故繰越の手続を行いました。去る7月に事業を完了したところでございます。

森林整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料にお戻りいただき、78ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

まず、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な項目について説明させていただきます。

まず、1段目、国庫支出金ですが、予算現

額と収入済み額との差額13億8,200万円余につきましては、林道事業等の繰り越しや事業費を減額したことによるものでございます。

次に、81ページをお願いします。

2段目の諸収入については、予算現額と収入済み額との差額が1,400万円余となっております。これは、最下段の開発指定事業高率補助精算金で、平成28年度の事業実施額の増に伴い交付されたものでございます。

続きまして、82ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

翌年度繰越額9億4,800万円余につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

不用額につきましては、まず、最下段、林業振興に関する費用では、不用額が4,600万円余となっております。これは、事業量の減少や入札残等に伴う執行残でございます。

続きまして、84ページをお願いします。

上段の林道費でございますが、不用額が8,800万円余となっておりますが、これは、備考欄に記載しております林道事業費で、積雪による事業量の減少や入札残等に伴う執行残でございます。

下段の災害復旧費の林道災害復旧費につきましては、1億5,200万円余の不用額がございます。これは、林道災害復旧におきます国からの内示減によるものでございますが、過年災として今年度交付を受ける予定でございます。

次に、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の46ページをお願いします。

明許繰り越しについてですが、46ページから48ページにかけて記載しております。

林道事業中心に繰り越しており、主な理由としましては、国の経済対策に伴い、2月補正で予算成立したもの、その他資機材及び技能者の不足により、不測の日数を要したことなどによるものでございます。繰り越した事

業につきましては、36カ所が完了しており、その他についても、年度内には完了の予定でございます。

49ページをお願いします。

事故繰越については、49ページから51ページにかけて記載しております。いずれも現年林道災害復旧費でございます。

主な繰越理由としましては、資機材及び技能者の不足により不測の日数を要したこと、他工事との調整に不測の日数を要したことなどによるものでございます。繰り越した事業につきましては、12カ所が完了しており、その他につきましても、年度内には完了の予定でございます。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古賀森林保全課長 森林保全課でございます。

決算について御説明します。

説明資料にお戻りいただきまして、85ページをお願いいたします。

歳入でございます。

不納欠損及び収入未済はありません。

予算現額と収入済み額との比較で、国庫支出金について62億400万円余の減となっておりますが、このほとんどは事業費を繰り越したことによるものでございます。

86ページをお願いいたします。

最下段の諸収入は、開発指定事業高率補助精算金で、収入済み額が4億300万円余あります。これは、平成27年度と平成28年度に実施した治山事業を対象に後年度に交付されたものであります。

87ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目の林業費の繰越額については、後ほど附属資料で説明させていただきますので、ここでは不用額を中心に説明させていただきます。

88ページをごらんください。

治山費です。不用額が4億8,900万円余あります。この不用額が発生した主な理由といたしましては、事業計画の変更や入札残などにより事業量減少と事業費の確定に伴う執行残によるものなどでございます。

89ページをお願いいたします。

3段目の治山施設災害復旧費です。

不用額が2億700万円余あります。この不用額も事業費の確定に伴う執行残によるものなどでございます。

続きまして、附属資料52ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございます。

まず、明許繰り越してございます。

治山事業や治山激甚災害対策特別緊急事業等の明許繰り越してありまして、67ページにかけて記載しております。繰り越しの主な理由といたしましては、人員、資材の不足などにより不測の日数を要したものと、国の経済対策に伴いまして、2月補正で成立した予算であるものなどでございます。年度内の完了を目指し努力してまいります。

68ページをごらんください。

事故繰越でございます。

平成29年度は、特に平成28年度の地震災等に伴います山地災害の復旧を担う治山事業等において事故繰越工事が発生しております。77ページにかけて記載しております。繰り越しの主な理由といたしましては、人員や資材の不足などにより不測の日数を要したことなどでございます。

事故繰越の工事につきましては、今年度内には全て完了する予定でございます。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料にお戻りください。説明資料90ペ

ージをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

当課に係る歳入に関しましては、不納欠損及び収入未済はございません。

下から3段目、国庫支出金につきまして、1億1,622万円の減が生じておりますが、これは、事業量の減に伴う補助金の減や翌年度への繰り越しに伴う減でございます。

翌年度への繰り越しにつきましては、後ほど別冊の附属資料で説明させていただきます。

次に、歳出について御説明します。

説明資料の95ページをお願いいたします。

下段の水産業振興費について、不用額が3,326万円となっております。これは、水産振興に関するさまざまな経費になりますが、主な理由といたしましては、入札に伴う執行残、事業量減少に伴う執行残、経費節減に伴う執行残となっております。

96ページをお願いいたします。

下段の水産業強化対策事業費について、不用額が3,037万円余となっております。これは、浜の活力再生加速化支援事業等の経費になりますが、主な理由としましては、事業量の減によるものでございます。

97ページをお願いいたします。

下段の漁業取締費について、不用額が1,724万円余となっておりますが、主な理由としましては、漁業取締艇「第二ひかり」代船建造事業の入札残でございます。

98ページをお願いいたします。

上段の水産研究センター費について、不用額が4,043万円余となっておりますが、主な理由といたしましては、水産研究センター施設の改修工事、設計及びクロマグロ人工種苗生産用施設整備による入札残でございます。

下段の災害復旧費、農林水産業災害復旧費の水産施設災害復旧費について、不用額が1,252万円余となっておりますが、主な理由といたしましては、城南アユ中間育成施設災

害復旧事業に係る入札残でございます。

続きまして、決算特別委員会附属資料の78ページのほうをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

上段の水産研究センター施設保全事業につきましては、水産研究センターの施設改修に係るものですが、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したため、繰り越しを行ったものでございます。事業は全て完了をいたしております。

下段の海藻研究施設整備事業につきましては、地方創生拠点整備交付金の事業になります。これは、2月補正をお願いしたもので、全額繰り越しを行っております。先日工事の施工業者が決定し、年度内には事業完了の予定でございます。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、99ページをお願いいたします。

平成29年度の一般会計の歳入について御説明いたします。

当課に係る歳入に関しまして、不納欠損はございません。

上から3段目の公害防止事業費事業者負担金と下から2段目の漁港施設使用料につきまして、収入未済額がございます。これらにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

資料100ページをお願いいたします。

上から4段目の国庫補助金につきまして、予算現額と収入済み額との差が3億8,400万円余少なくなっておりますが、この主な理由は、各事業の繰り越しによるものでございます。

なお、この繰り越しにつきましても、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

資料101ページをお願いいたします。

最下段の施越にかかる漁港災害国庫負担金について御説明いたします。

本予算の主なものは、熊本地震に伴い実施した災害復旧工事分になりますが、災害予算は、一般的には初年度に全体額の85%しか交付決定されませんので、それを見越しまして、翌年度となる29年度に残りの15%分、5,000万円余の予算を計上しておりました。

しかし、当該年度である28年度に全額交付決定を受けたことにより、マイナス計上とさせていただきますのでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料102ページをお願いいたします。

最下段の漁港建設管理費は、漁港の整備及び管理に係る費用で、不用額1,660万円余となっております。これは、右側備考に記載しております不用額を生じた理由としまして、1、事業量の減少に伴う執行残及び2、経費節減に伴う執行残によるものです。

資料103ページをお願いいたします。

最下段の漁港災害復旧費は、漁港の災害復旧に係る費用で、不用額5,190万円余となっております。これは、右側備考に記載しております不用額を生じた理由としまして、1、入札に伴う執行残及び2、災害復旧事業の待ち受け予算の未実施によるものです。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

別冊附属資料の79ページをお願いいたします。

79ページから84ページにかけては、事業別及び箇所別の繰り越しについて記載しております。いずれも明許繰り越しでございますが、83ページをお願いいたします。

上から4段目、水俣市にある丸島漁港に係る漁港施設機能強化事業費5,000万円につきましては、国の経済対策関連でございます。

84ページをお願いいたします。

最下段の合計欄をお願いいたします。

平成29年度から30年度への繰越箇所数は、36カ所となっておりますが、先ほど述べた国の経済対策分を除く通常分の主な繰越理由といたしましては、地元や関係機関等との協議及び調整に不測の日数を要したものでございます。これらの事業は、既に事業完了分もございますが、全て年度内には完了予定でございます。

最後に、収入未済について御説明いたします。

91ページをお願いいたします。

まず、1、平成29年度歳入決算の状況の1段目、公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明いたします。

これは、水俣市の丸島漁港において、県は、昭和62年度に公害防止事業により水銀を含んだ汚泥をしゅんせつし、除去を行っておりますが、原因者の1人が負担すべき金額が未納となっているものでございます。

収入未済額は、7,940万円余となっておりますが、負担金額9,070万円余のうち、これまで強制徴収等を実施し、1,120万円余を回収しております。

最下段4のとおり、現在は、無限責任を有する代表者の老齢厚生年金の受給権を差し押さえまして、未収金に充当しております。

また、今後の対応策につきましては、引き続き、老齢厚生年金を差し押さえるとともに、新たな資産の保有がないか資産調査を継続して実施し、可能な限り債権回収に努力してまいりたいと考えております。

次に、2段目、漁港施設使用料の未収金について御説明いたします。

これは、牛深漁港の浄化施設使用料に関するものでございます。県では、漁港区域内に浄化施設を建設しておりますが、施設利用の水産加工業者の経営状況が悪化し、使用料の滞納に至ったものでございます。

収入未済額は、25万円余となっておりますが、使用料79万円余のうち、定期訪問等によ

る督促や分納による納付指導を実施し、これまで53万円余を回収しております。

また、最下段4にありますとおり、今後も引き続き、滞納者への早期接触を図り、払い込み指導を行い債権回収に努めるとともに、新規の未収金の発生防止に取り組んでまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で農林水産部の説明が終わりました。

引き続き、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 農地・担い手支援課ですけれども、農業大学の現在の定員あるいは在籍数はどんな感じですかね。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

農業大学の現在の定員は80名となっております。ほぼ定員どおりの在籍になっております。

○岩下栄一委員 応募状況はどうか。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

応募状況は、定員を少し上回る状況でございまして、90名から100名程度の応募が揃っているという状況でございます。

○岩下栄一委員 外国人の農業研修生というのは、ここにはいるんですか。

○下田農地・担い手支援課長 外国人の農業研修生の方は、現在農業大学校にはいらっしゃいません。

○岩下栄一委員 関連して、この外国人の農業研修生は、県内いろんなところに来ているわけですかね。どういうところに来ていますか。

○千田農林水産政策課長 現在、技能実習生が各国からいらっしゃっておりますが、農業分野におきましては、大体2,300名ほどが県内各地での業務に当たっております。

以上です。

○岩下栄一委員 労賃というか、農家が払っているわけですか。

○千田農林水産政策課長 現在の技能実習制度におきましては、基本的に農家と技能実習生の契約になっておりますので、基本、技能実習生の方への報酬につきましては、農家の方が負担されております。

○岩下栄一委員 農業担い手が不足しているということで、これからも必要ですかね、農業労働者は。

○千田農林水産政策課長 先生おっしゃるとおり、非常に、県内の農業現場におきましては、貴重な労働力となっております。

また、今度の臨時国会におきまして、入管法の改正で、新たな在留資格として、技能実習生ではなく、新たに労働者として農業外国人材の受け入れについて法が提出される予定になっておりまして、非常に注視しているところでございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

関連して、ちょっと本筋からずれますけれども、本年2月に、インドネシア・バリ州とのMOU協定をして、福島部長と現地の政府の農業担当者が調印をやったわけですが、まだ成果は出てないと思いますけれども

も、中間報告というか、中間的にどんな状況ですか。

○千田農林水産政策課長 一昨年になります  
が、バリ州とMOUを締結しておりまして、  
農業分野におきましては、技術支援を行うこ  
とで合意をしております。実際、現地に何度  
か本県の職員が足を運んでおりまして、野  
菜、畜産、果実につきまして、現地にモデル  
農園を設けまして、そこに本県の職員が出向  
いて技術指導を行うことで合意しておりま  
す。

第1回の職員派遣は、6月に行っておりま  
して、現地で実際の指導も行っているところ  
です。

現在は、メール等でもやりとりしながら、  
現状を確認しつつ、次の指導計画を計画して  
いるところです。

以上です。

○岩下栄一委員 向こうからも来ているん  
ですか。

○千田農林水産政策課長 計画の中では、本  
県から派遣する一方で、バリ州からの農業研  
修生の受け入れも行っているところです。

昨年度は、1度10名前後だったと思いま  
すが、バリ州の農業者の方を受け入れまして、  
県内各地の現場ですとか農研センター等の視  
察を行っていただいております。

本年度については、まだ計画予定はありま  
せんが、毎年度1回程度は、バリ州からの農  
業研修を受け入れる予定としております。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○小早川宗弘委員長 ほかにございませ  
んか。

○溝口幸治委員 93ページの水産振興課。

寄附金の球磨川水系魚族増殖費寄附金2  
件、これはどこですか。目的は何なのかとい  
うことと、いつごろからどういう目的で始ま  
ってるのか。

○山田水産振興課長 水産振興課でござい  
ます。

2社は、1社は九州電力、それからもう1  
社がJNC——チッソでございます。失礼し  
ました。これにつきましては、アユの放流経  
費として、2社から県のほうが寄附を受けて  
放流を行っているというものでございます。

○溝口幸治委員 いつからですか。

○山田水産振興課長 済みません。明確にい  
つからというのをちょっと把握しておりませ  
んが、かなり古い時代からやっております。

○溝口幸治委員 これは、寄附をいただいて  
県が放流をしているんですか。それとも、こ  
の寄附していただいたお金は、どこかにその  
ままスルーで出しているんじゃないですか。

○山田水産振興課長 県のほうが漁協のほう  
に対して委託を行って放流を行っております。

○溝口幸治委員 私の記憶では、私たちが当  
選したときからもうこれあって、ずっとやっ  
てるんですよ。これ、九電もチッソも毎年  
確認をされて、ことしもそれでいいのかとい  
うことで寄附をいただいているんですか。

もうこれ寄附というよりも完全にもう固定  
化しているので、こういうものを寄附と呼ぶ  
のかなということと、ほかの水系で、こうや  
って県が巻き上げて、漁業組合に委託をして  
出すという方法をやっている水系があるん  
ですか。

○山田水産振興課長 ほかの河川では、このような取り扱いをやっているものはございません。

それから、2業者に関しましては、5年に1度覚書を締結して、事業の継続をしてきております。私ども、継続をするたびに、逆に、継続をされなくても直接的にもうやりとりをされてはいかかかということでお話を何度か申し上げておりますけれども、ぜひこういう形で継続をさせていただきたいというようなことで、ずっと続いてきているかと思っております。

○溝口幸治委員 直接やりとりしてくださいと言うと、また金額がいろいろ変わってくるから、それは向こうはやりたくなかと思えますけれども、寄附という名目で、しかももう何十年も同じ形で出し続けるというのは、非常に違和感を感じるので、ぜひ、やっぱり検討に検討を重ねて、相手方とも覚書を交わしているの、それが根拠にはなっているんだと思えますが、しっかりそこは見直して、突き放して民民ですからと言うと、前私が申し上げたように、民民と言え言ほど権利を持っている団体が強くなるので、そこはよく相手方にとって不利益にならないようお願いをしたいというふうに思います。

引き続きいいですか。

水産振興課と団体支援課も含めてですけれども、予算そのものが、支出がおかしいとかということは考えないんですが、今の球磨川漁協の異常な状態を考えると、長くこの状態が続いていると。それを指導している団体支援課等々が、予算の支出という点から法的ののっとなってやっているとはいえ、長く違法な状態というか混乱をし続けている状態を考えると、しっかり指導ができていのかと思わざるを得ないと思えます。

もちろん、法に沿ってそのときそのとき適切な指導をされているということは承知をし

ておりますが、やっぱり長く混乱状態が続いて、違法な状態が続いているという状況は決していい状況ではありませんので、あえてこの決算委員会で言わせていただきますが、一日も早くそのような状態が解消するように、この委員会でもしっかりそれを求めておきたいというふうに思っています。これは、団体支援課だけではなくて、内水面のほかの水系でも、今熊本地震の工事のことで過剰な協賛金を要求したりというような話も聞いておりますので、そのような過剰な異常な要求等々がないように、適正にやっぱりその水系を守っていく、魚族の保護もやる、川を使う人たちも活性化を図れるということで、しっかりその水系でお互いの目的が達成するように、そこを指導をしていくのが団体支援課及びやっぱり熊本県の仕事と思えますので、土木とか農林とかもかかわってきますが、それも含めてしっかり農林水産部では対応していただきたいと思えますので、部長からコメントいただいて終わりにしたいと思います。

○福島農林水産部長 球磨川漁協、確かに今そういう状況が続いておりますので、割と我々頻繁に、これについてどう指導していくか議論もしておりますので、もちろん法にのっった形で、やれることはもう全てやるというような覚悟で、その解消に向けて取り組んでいきたいと思えます。

それと、協賛金の話も出ましたので、これにつきましても、土木部あたりとも今一緒に協議したりしておりますので、そういう過剰な異常な状態ということと言われないうように、直ちに是正できるようにしっかり頑張っていきたいと思えます。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○井手順雄委員 この工事関係ですね。これ見ますと、いっぱい繰り越しとか、まだ工事

が着工してないとか、いろいろ御説明が多岐にわたってありましたけれども、割合的にどのくらい、全工事のうち何%ぐらいが、まだ着工してないとか、工事がおくれているとか、そういうのはわかりますか。

○福島農地整備課長 農地整備課です。

農地整備課分について申しますと、県営事業につきまして、繰り越した予算のうち1割程度がまだ発注できておりません。ほとんどが不調、不落によるものです。今の時点ですわね。

○井手順雄委員 1割がまだしてないということですね。農政は昔からですけどね、なかなか取り手がないと、土木部に比べたら。そういうところは、何か原因があるんじゃないかと思うんですが、どぎゃん思いですか。

○福島農地整備課長 農地整備課です。

やはり土木のほうが、一般的な話ですけども、工事がやりやすいということはよく業者のほうからお聞きします。圃場整備とか、特に泥扱いになりますものですから、なかなか、雨なんか降りますと予定どおりに進まない。そういったことで敬遠される場所はあるようです。

○井手順雄委員 私が思うに、やっぱり単価的な問題なんですよ、経費率とか単価。土木と——何回も言うけれども、農政は安いんですよ。だから取り手がないし、そしてまた、今おっしゃったように、圃場整備だとか、ブルドーザーの技能士がいるとか、特殊工事があるわけですね、技能士が。そういう人たちが減少しているというのは、もうまさしくそのとおりであって、その分でもとれないということであれば、もうちょっと工事に対して経費率をちょっと上げてやるとか、やっぱり

そぎゃんした格好にしていって、この技能士を雇えば、そこは調達が難しいならば、いわゆる作業員の単価を上げてやるとか、何なっとしていかぬと、もう誰も取り手がおらぬですよ、農政は。

○西森農村振興局長 農村振興局でございます。

委員の言われている指摘は、昔からよく言われておりまして、真摯に受けとめております。

それで、各業者の方に、どのようなことがうまくいかないのかというのは、私個別にはよく聞くようにしております。それに対して、今言われた経費だとか単価というのは、なかなか全国的なものなので見れませんが、実態と合わない部分については、しっかりと聞いて、しっかりと変更で対応して合うようにやりなさいということでやっているつもりでございます。

○井手順雄委員 最後に、1つ私が言いたいのは、例えば、A1で大きい仕事をぼんと出すよりも、A2で2つに割って地元の人たちにやっていただくとか、そういった何かどうか対策たいな。こういうのがぜひとも必要と思う。

○西森農村振興局長 もうおっしゃるとおりで、今回の地震については、そういうものを大きく生かそうと思ひまして、建設業協会とは各地域でしっかりと打ち合わせさせていただきながら、なるべくそのようにやってきたつもりでございます。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございませんか。

○高木健次委員 監査結果の指摘事項があり

ますよね、下田課長のところ。これは、初歩的な本当ミスだろうと思うんですよね。普通、工事をするときには、電線とか配管とか水道管とか、いろいろガス管とか、どこをどう通っているという図面があるはずですよ。

この辺は、やっぱり今までは、一括して、そういう工事をやる、関係する部署で連携して、そういう設計図とか現存の配置図とか配管図とか持ち寄って、そういう業者に入札をするとか、そういうことは今までやっておられぬだったんですよね。

○下田農地・担い手支援課長 今委員から御指摘ありましたとおり、設計書が2つ、今回の場合は、旧寮を建てたときの設計書とそれから合併浄化槽を建てたときの設計書、2つございました。

旧寮を建てたときの設計書関連につきましては、全て業者のほうにも渡して確認をしておりましたが、後で合併浄化槽をつくったのが平成23年度でございます。旧寮の設計書とは別のところに保管をしておまして、かつ旧寮がもう既に使用していなかった寮でございます、そこを通电して合併浄化槽に通电をしているという認識がなかったということで、その電線が通电をしているということの認識がなかったことによりまして、合併浄化槽用の設計書確認に至らなかったというところでございます。

そういった状況でございましたので、関連する施設は同じところで設計書を保管するようにして、今後そういうことが起こらないように努めてまいりたいと思っております。

○高木健次委員 これは、担い手支援課だけではなくして、それぞれ工事関係をやるときには、やっぱり一番初歩的な問題だろうと思うんです。幸い、浄化槽の電源を切ったということで大きなあれにはつながらなかった

と思いますけれども、やっぱり何か重要な電源とか重要な配管とかいろいろな切断をやった場合には、非常に大きな問題にもなろうというふうに思いますので、これ以上言いませんけれども、各課、これしっかりと認識していただいて、これからこういうことがないように私のほうからもお願いしておきたいと。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 済みません。どこに記載しているかわからなかったんです。水とみどりの森づくり税は、今どのくらい入ってきてどこに計上してあるのかがちょっとわからないので、教えていただけませんか。

○千田農林水産政策課長 水とみどりの森づくり税につきましては、現在、税込としましては、大体4億7,000万ほどが毎年度税込として入っております。

また、事業につきましては、それぞれ各課で計上しておまして、一括してごらんいただける形にはなっておりません。例えば、森林整備課でいえば、針広混交林事業ですとか、各所に事業として掲載されている形になっております。

○鎌田聡委員 それは、全部農林水産部で使っているということによろしいんですか。基金とかもあるんですよね。基金とかに積み上げているのもあるんですか。

○千田農林水産政策課長 基金もございしますが、基本的に毎年度入る税込を全部使ってしまうと、基本、新たな森林の公益的機能の発揮のための税ということでいただいておますので、基本、税込分は各年度で使ってしまうという方針では計上しておりますので、

なるべく執行残は残さない、基金に残額は積まない形で執行したいと考えておりますが、どうしても執行残は発生してしまいますし、基金の利子も発生しますので、その部分は基金のほうに積み立てるような形をとっているところです。

○鎌田聡委員 これから森林環境税がまた新たに出てまいりますけれども、そのときに、これはまたどうなんですか。そのとき、もうなくすとか、そういう話じゃないんですかね。

○千田農林水産政策課長 森林環境譲与税につきましては、基本的に、市町村の管理が行き届かない森林の管理を行う部分について充当される計画になっております。この森林環境譲与税の創設の動きを受けまして、水とみどりの森づくり税の事業につきましても、昨年度見直しを行っております。市町村ではなかなか対応が困難な、例えば、急傾斜地ですとか溪流沿いといった困難地域、最近ですと、西日本豪雨等で流木被害が発生しておりますが、そういった対策に重点を置いたり、また、現在は再造林ですね。間伐より主伐のほうの割合が高くなってきておりまして、一方で再造林が進まないことによる弊害というのも心配されております。そういった再造林、流木被害や再造林のほうに、県の水とみどりの森づくり税につきましては重点化をしております。そういった森林環境譲与税の用途とのすみ分けも図っていくこととしております。

○鎌田聡委員 これまでの事業で活用してきた税でもありますし、これから、今おっしゃられたような部分での重点活用ということでもありますけれども、ただ、なかなか県民にわかりづらい部分もあると思うんですね。今まで県で独自で取られて、また新たに取り

るといふ負担感も含めてあるというふうに思っていますので、その辺の目的というか使い道をしっかりとこれからも県民に周知していくように、そこはお願いしときます。

○井手順雄委員 これを歳入に——例えば、この仕事が森づくり税を使ってやっていると、括弧のところに森づくり税からの歳入とか歳出とか、そういった明記をしていただければと思いました。

それと、水産関係で、森づくり税というのは何かありますか、使ってるやつ。

○千田農林水産政策課長 水産振興課のほうの事業で、漁民の森づくり事業というのがございまして……。

○井手順雄委員 しよらぬど。どこがしよる。

○千田農林水産政策課長 29年度ですと、500万ほどを執行しております。

基本的に、漁業関係団体等が実施します植林等の森づくり活動や海岸等に漂着した流木の処理等に対する支援を行っているところです。

以上です。

○山田水産振興課長 漁民の森づくりにつきましては、水産関係もやっております。ただ、今御説明があったとおりにかと思いますが、NPO・金峰を初めとして、植林、それから間伐等の活動をやっているところです。

○井手順雄委員 私がこの税をつくる時に言いよったことが、やっぱり山を整備したら、必ず水とかなんとか海に流れてくる、やっぱり海のことも考えてくださいねというようなことを言ってできた税金なんですよ。ですから、そういった森づくり事業なんてい

うのは申し込まないとできぬわけだね、県に。逆に固定的に予算をつけていただく、何かそういった事業をしていただければありがたい。

森林ばっかりに全部使うとじゃなかつですよ、これ。有明海にも、やっぱり漁業者も500円払いよつとだから、税金として。やっぱり有明海にも何らかの事業をしていただきたいと、県からの事業という形。今は、団体から要望して予算ができてくるというような格好なんでしょう。そういうことでしょうか、要は。だけん、そういった形で事業を今後行ってほしいということを検討してください。

○河津修司委員 43ページだったかな。中山間の直払いの件ですが、これは、農家の高齢化等に伴って減っているのか。今までと比べたとき、切りかえが去年だったかと思うんですが、そういう状況はどうでしょうか。

○久保田むらづくり課長 答えします。

今河津委員からございましたとおり、3期対策から4期対策に行きます際に、約1,400ヘクタールほど減をしてございます。年次でお話を申し上げますと、平成26年度までが第3期対策でございます。平成27年度から第4期対策に移行しましたが、この際に、県全体で1,400ヘクタールほど協定締結がやむを得ずできなかったということで低減をしてございます。

この理由としては、先ほどお話がありましたとおり、やはり各集落、協定集落とも高齢化進んでございまして、この制度というのは、御案内のとおり、5カ年間農業生産活動を継続するというのが大前提でございますので、27年からでいきますと、31年度まで、5カ年間続けるというところが、非常にやっぱり集落の中として厳しいという集落がございまして、1,400ヘクタールほど減少しましたが、以後、少し啓発も進みまして、若干戻り

があつて、実績を申し上げますと、平成26年度で3万3,200ヘクタールの協定面積、それが27年度からの第4期対策に移行する際に3万1,800ヘクタール、ここで1,400ヘクタールほど減をしてございますが、直近の29年度の実績で行きますと、3万2,300ヘクタールほどということ、若干ではございますけれども、今回復基調でございます。これにつきましては、目標として、26年度末、すなわち第3期対策末の3万3,200ヘクタールの回復を目指して今進めているところでございます。

一方、国においては、この厳しいというのが、要件的に5カ年続けるということで、その協定区域の1カ所でも耕作放棄地が発生すると、協定区域内全額遡及返還と、協定年度にさかのぼっての全額遡及返還と非常に厳しい制度でございますので、その辺の要件緩和も含めて、できるだけ取り組みやすくなるような制度ということで、国のほうには機会を捉えて要望し続けているところでございます。

以上でございます。

○河津修司委員 やっぱり5年間という縛りは、非常に今高齢化が進んでいる中で厳しいと思うんですよ。ですから、国に要望しているという、やはり年度を縮めるとか、もうちょっと要件緩和を、ぜひともみんなのできるようにやっていただきたい。我々もやらないかぬ話ですから、そのようにやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○小早川宗弘委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 ありませんね。

なければ、これで農林水産部の審査を終了します。

これより午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後0時59分開議

○小早川宗弘委員長 時間となりましたので、休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより土木部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、できるだけ簡潔にお願いいたします。

それでは、土木部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 着座にて御説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

平成29年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、共通的な事項で2件御指摘がありました。

1件目は、「増大する震災関連業務への確に対応するためには、職員の健康管理が重要であり、特定の部署、職員へ過度な業務の集中が生じないよう、引き続き人員の確保に努め、職員の健康管理に十分留意すること。」についてでございます。

平成28年熊本地震からの復旧、復興を着実に進めるためには、技術職員が大幅に不足することから、土木部としましても、組織改編や職員の配置調整に加え、全国知事会を通じて職員派遣を要請したほか、任期つき職員の採用も行い、対応してまいりました。

現在の復旧、復興の状況としましては、6月末現在、工事費ベースで、発注率が約75%、完了率が約32%であり、おおむね今年度

をめどに発注を完了する所存ですが、来年度も引き続き、繰越事業への対応や熊本高森線の4車線化及び益城町の土地区画整理事業を着実に進めていくことが必要であることから、引き続き人員の確保に努めてまいります。

また、災害復旧業務に従事してきた職員を中心に疲労の蓄積が懸念されることから、所属長を集めての会議等の都度、常に職員の健康状態には細心の注意を払うよう注意喚起を行ってまいります。

今後も引き続き適正な健康管理に努めてまいります。

2件目は、「熊本地震関係の繰越事業については、現在の事業を取り巻く状況から見て、期限内での完了が困難な事業も出てくると思われる。こうした繰越事業を確実にやり遂げるため、工期の設定について必要な対応を行うなど、事故繰越も含め、個々の状況を踏まえた柔軟な対応を検討すること。」についてでございます。

熊本地震における震災関連工事につきましては、平成28年度から4回にわたる入札制度の見直しと受注者の施工確保対策を実施するとともに、柔軟な工期の設定など、工事の施工促進を図ってきたところでございます。

また、工事発注に当たりましては、議会の議決が必要なもののうち、10億円未満の工事は、熊本地震からの迅速な復旧を図り、一日も早く着手できるよう、議会の御協力のもと、知事専決をさせていただき発注を行うなど、工事の早期完成を図ってきたところでございます。この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

なお、資料の記載はありませんが、平成29年度の繰越事業961億円余のうち、年度内での工事完了が困難となった251億円余については事故繰越への対応を行い、未契約のため事故繰越ができなかった33億円余は、平成30年度予算での再計上を行ったところでござい

ます。

この結果、平成29年度の繰越事業費961億円余の事業は、平成30年度に完了する見込みとなっております。また、平成30年度における繰越事業費604億円余につきましては、年度内での早期完了を目指し、熊本地震からの一日も早い復旧を図ることとしておりますが、やむを得ず年度内完了が困難なものは、これまで同様に、国と協議しながら柔軟な対応を検討していくこととしております。

次に、土木部関係で1件御指摘がありました。「職員による書類の偽造については、職員の規範意識の徹底を図るとともに、業務の進捗状況の確認などチェックを行い、再発防止に努めること。」についてでございます。

これにつきましては、上司が業務の進捗状況確認を確実にを行うとともに、職場研修等を通じ、職員の規範意識を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

続きまして、土木部の平成29年度決算の概要を決算特別委員会説明資料の1ページ、平成29年度歳入歳出決算総括表で御説明いたします。

まず、歳入についてですが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計合わせまして、収入済み額が698億7,000万円余、不納欠損額は296万円でございます。不納欠損額の主なものは、県営住宅使用料となっております。また、収入未済額は3億1,900万円余となっております。主なものは、海砂利超過採取に係る過料等及び県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済み額との差517億1,500万円余は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済み額が1,211億7,000万円余、翌年度繰越額は863億9,900万円余でございます。

理由としましては、熊本地震に伴う人手不

足に起因するもののほか、事業計画策定に当たって、地元住民や関係機関などとの調整に時間を要したことなどにより、工期が不足し、やむを得ず平成30年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は65億5,200万円余となっております。その主な理由は、事業実施後の執行残及び未契約のため事故繰越ができなかったことによるものでございます。このうち、未契約のため事故繰越ができなかった33億円余につきましては、先ほど御説明したとおり、平成30年度予算に再計上しております。

以上、平成29年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○小早川宗弘委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

土木部の定期監査においては、住宅課について指摘がありました。その内容と対応状況につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

次に、決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございますが、2ページから3ページにかけては使用料及び手数料、3ページ下段から4ページにかけての国庫支出金、4ページの財産収入、繰越金、5ページに諸収入がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

3 段目の土木総務費におきまして941万9,000円の不用額を生じておりますが、主に熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金の執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

2 段目の建設業指導監督費におきまして1,218万8,000円の不用額を生じております。この不用額の主なものとしましては、建設産業若手技能者雇用促進事業等の補助金の執行残でございます。

監理課の説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○馬場用地対策課長 用地対策課でございます。

決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてでございます。

上段の使用料及び手数料、また下段の諸収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、9ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

土木総務費で673万6,000円の不用額が生じております。これは、収用手続にかかわる鑑定料等の執行残でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計の歳入についてでございます。

借入金により財源を調達いたしますが、中段の国庫補助道路用地先行取得事業、これは本渡道路でございますけれども、繰越措置に伴い、また、下段の国庫補助街路用地先行取得事業、これは熊本高森線の4車線化でございますけれども、用地取得の実績に伴う減額で、予算額に対しまして、合計で9億9,700万円の減額となっております。また、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、11ページをお願いいたします。

同じく用地先行取得事業特別会計の歳出についてでございます。

中段の道路新設改良費につきましては、歳入でも触れましたが、1億9,700万円の繰り越しが生じております。繰り越しにつきましては、後ほど御説明をいたします。

また、下段の街路事業費では8億円の不用額が生じております。これは、県道熊本高森線の4車線化の用地を早期に取得するための予算を確保いたしました。境界確定や建物調査等に時間を要し、具体的には、昨年10月から用地交渉を開始したことから、交渉の妥結までに至らなかったこと等によりまして、結果としまして、用地取得をいたしました分につきましては、一般会計で対応ができたために生じたものでございます。

以上が歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度へ繰り越ししました事業につきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の1ページをお願いいたします。

平成30年度への明許繰り越しは、用地先行取得事業特別会計の1カ所、本渡道路で繰越額は1億9,700万円でございます。繰り越しの理由としましては、用地交渉及び建物移転等に不測の日数を要したことにより次年度へ繰り越したものでございます。

以上で用地対策課の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○田尻土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1 段目の財産収入及び4 段目の諸収入ともに不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明します。

資料の13ページをお願いします。

土木総務費におきまして46万9,000円の不用額が生じております。主な理由といたしましては、CALS/EC事業に関する入札等に伴う執行残でございます。

土木技術管理課の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

説明資料の14ページと15ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損、収入未済額はございません。

主な内容について御説明いたします。

14ページの上から4段目をお願いいたします。

国庫支出金でございますが、予算額に対し、61億5,594万2,000円の減となっております。これは、繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、15ページをお願いします。

最上段の諸収入ですが、予算額に対し、1,869万3,000円の減となっております。こちらも繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は894万9,000円でございます。これは、直轄事業負担金の事業費確定に伴う執行残及び熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金の執行残などによるものでございます。

17ページをお願いします。

最上段の道路新設改良費の不用額は3,420万1,000円でございます。これは、地域道路改築費の事業費確定による執行残及び道路施設保全改築費の事務費の執行残等によるものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でござ

います。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で説明させていただきます。

道路整備課につきましては、附属資料の2ページから42ページまで記載しておりますが、まず、41ページをお願いいたします。

明許繰り越しの道路整備課計の繰越箇所は293カ所で、平成30年度への繰越額は120億8,717万9,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、関係機関との調整など、計画に関する諸条件の整理や工法の検討、協議及び用地補償交渉の難航などに不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、42ページをお願いします。

事故繰越の道路整備課計の繰越箇所は5カ所で、平成30年度への繰越額は1億3,898万7,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、労務者の手配調整など、計画に関する諸条件の整理や資材の入手に不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

以上で道路整備課の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○勝又道路保全課長 道路保全課でございます。

決算の概要について御説明いたします。

説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

19ページをお願いいたします。

使用料及び手数料については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

下から2段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し、22億5,786万8,000円の減

となっております。これは、20ページ1段目に記載のとおり、工事の繰り越しに伴うものでございます。

3段目の土地売却収入の内容につきましては、附属資料の県有財産処分一覧表に記載しております。

21ページをお願いいたします。

2段目の道路関係受託事業収入につきましては、予算額に対し、5,235万6,000円の減となっております。これは、工事の繰り越しに伴うものでございます。

最下段の雑入ですが、予算に対し、3,279万2,000円の増となっております。これは、電気事業者及び通信事業者の未許可物件が判明し、道路占用料相当額が発生したことによるものでございます。また、収入未済が3万8,000円でございます。この内容につきましては、後ほど説明いたします。

歳入につきましては以上でございます。

引き続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料の22ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額の1,079万3,000円の主な理由は、道路管理事業における入札残等によるものでございます。

3段目の道路維持費の不用額3,193万9,000円の主な理由は、単県道路維持修繕費の執行残等によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

道路新設改良費の不用額1,712万7,000円の主な理由は、道路施設保全改築費の国庫内示減に伴う執行残によるものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきましては、附属資料で御説明いたします。

道路保全課につきましては、附属資料の43ページから93ページまで記載しておりますが、まず、91ページをお願いいたします。

道路保全課の明許繰り越しの合計は377カ所、69億1,540万7,000円でございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との協議や計画の策定、入札不調等による計画変更等に不測の日数を要したこと等により、やむを得ず繰り越したものでございます。

次に、93ページをお願いいたします。

道路保全課の事故繰越の合計は6カ所、6,578万9,000円でございます。

繰り越しの主な理由は、熊本地震の影響により施工業者における人員確保及び資材確保が困難になったこと、工事着手後の豪雪により除雪作業に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものでございます。

事業につきましては順調に進んでおり、年度内には完了する予定でございます。

続きまして、収入未済額について説明させていただきます。

附属資料の181ページをお願いいたします。

雑入で3万8,000円の収入未済額が生じております。この内容は工事違約金で件数は1件でございます。収入未済の理由としましては、受注者が倒産し、代表者が生活困窮しているため、収入未済となっているものでございます。これは平成26年度に発生したもので、これまで電話、訪問などにより催告や財産調査を行ってまいりましたが、代表者の資産もなく、消滅時効の期間の3年間が経過し、代表者が時効援用の意思を示していることから、今後、不納欠損に向けた手続を進めてまいります。

以上で道路保全課の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、決算について御説明いたします。

歳入につきましては、説明資料の24ページ

から27ページでございます。

歳入の内容は、分担金、負担金、使用料、手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主なものについて御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、25ページの最下段の社会資本整備総合交付金が、予算額に対して24億2,347万3,000円の減となっております。これは、平成30年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

上から3段目の都市災害復旧費補助が、予算現額に対し、3,709万8,000円の減となっております。これは、災害復旧事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

繰入金でございますが、27ページの上から2段目の緑の基金繰入金が、予算現額に対して301万円の減となっております。これは、民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

最下段の景観整備費の不用額781万円は、主に緑化景観対策事業及び民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

上から1段目の都市災害復旧費の不用額6,703万3,000円は、主に現年都市施設等補助災害復旧費及び災害復旧事業設計調査費の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

都市計画課の繰越事業につきましては、附属資料の94ページから99ページに記載しておりますが、99ページをお願いいたします。

明許繰り越しの都市計画課計は、最下段のとおり、26カ所の43億8,897万2,000円でございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との協議、調整や家屋に係る補償交渉等に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

現在、繰り越した事業は全て順調に進んでおりまして、年度内に完了する予定でございます。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料の32ページをお願いいたします。

32ページから34ページまでが一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。うち、32ページ2段目の国庫支出金ですが、予算に対して4,789万8,000円の減となっておりますのは、3段目の市町村都市災害復旧指導監督事務費負担金、33ページ1段目の農山漁村地域整備交付金の繰り越しに伴うもの等でございます。

続きまして、35ページから38ページまでが一般会計の歳出でございます。うち、35ページ2段目の公害規制費の不用額185万4,000円は、主に生活排水適正処理重点推進事業の執行残によるものでございます。

同じく35ページ最下段の環境整備費の不用額5,534万6,000円は、主に浄化槽整備事業の執行残によるものでございます。

次に、38ページ2段目の農業施設災害復旧費の不用額948万6,000円及び3段目の都市災害復旧費の不用額825万7,000円は、事業費の確定に伴う執行残でございます。

続きまして、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

39ページから43ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

まず、39ページ1段目の分担金及び負担金ですが、予算に対して2,693万9,000円の減となっておりますのは、流入水量の実績精算の結果、市町村からいただく維持管理負担金が減少したためでございます。

次に、40ページ2段目の国庫支出金ですが、予算に対して1億3,784万5,000円の減となっておりますのは、主に球磨川上流流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、42ページ最下段の県債ですが、予算に対して5,200万円の減となっておりますのは、球磨川上流流域下水道建設事業の繰り越し等に伴うものでございます。

続きまして、44ページから46ページまでは、流域下水道事業特別会計の歳出でございます。

まず、44ページ1段目の流域下水道費の不用額3,140万9,000円は、主に、熊本北部、球磨川上流及び八代北部流域下水道の維持管理事業の執行残によるものでございます。

一般会計及び流域下水道事業特別会計の歳入、歳出の説明は以上でございます。

最後に、翌年度への繰越事業について御説明いたします。

附属資料の100ページをお願いいたします。

100ページから102ページまでが下水環境課における繰越事業でございます。

まず、一般会計につきましては、100ページの最下段のとおり、合計で3,124万5,000円の繰り越しとなっております。

主なものとしたしましては漁業集落排水施設整備事業費で、工法の検討、選択に当たり、不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越ししたものでございます。

次に、流域下水道事業特別会計につきまし

ては、102ページの最下段のとおり、合計で2億3,751万9,000円の繰り越しとなっております。

主なものとしたしましては、球磨川上流流域下水道建設費の電気設備改築更新工事において更新機種を選定に不測の日数を要したことなどにより、やむなく繰り越ししたものでございます。

なお、一般会計、流域下水道事業特別会計における繰越事業につきましては、全て平成30年度内に完了予定でございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料の47ページをお願いいたします。

まず、歳入についてです。

1段目の分担金及び負担金は、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、下から4段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額が5万8,000円、収入未済額が355万6,000円となっております。それぞれの内容につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、48ページをお願いします。

下から5段目の国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございませんが、予算現額と収入済み額との比較で221億575万4,000円の減となっております。これは、繰り越し及び事業費確定に伴うものです。

次に、50ページをお願いいたします。

1段目の諸収入でございます。

不納欠損額はございませんが、収入未済額が3億503万1,000円となっております。これにつきましても、後ほど御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の54ページをお願いいたします。

上から1段目の河川改良費につきまして3億2,435万8,000円の不用額が生じています。これは主に河川改修事業、河川等災害関連事業、単県河川災害関連事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

次に、55ページ2段目の土木災害復旧費で5億6,337万4,000円の不用額が生じています。これは主に河川等補助災害復旧費及び河川等単県災害復旧費の額の確定に伴う執行残によるものです。

以上が歳入、歳出決算に関する説明となります。

続きまして、繰越事業につきまして、附属資料により御説明いたします。

河川課の明許繰り越しにつきましては、附属資料の103ページから122ページに掲載しています。

122ページ最下段の合計欄をごらんください。

河川課の明許繰り越しの合計は593カ所、237億5,918万6,000円となっております。

主な理由としましては、河川改修事業におきましては、工事箇所集中によって技術者、技能者が不足し、その手配調整に時間を要したこと、災害復旧事業におきましては、熊本地震による工事増加に伴い、建設資材等が不足し、その調達に時間を要したこと等により、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。

次に、事故繰越につきましては、資料123ページから127ページに掲載しています。

127ページの最下段の合計欄をごらんください。

河川課の事故繰越の合計は265カ所、110億5,870万3,000円となっております。

主な理由としましては、災害復旧事業において、熊本地震による工事増加に伴い、建設資材や技術者等が不足し、その調達や調整に時間を要したことにより、29年度中に契約はできたものの、工事の施工期間に不足が生じた

ため、次年度へ事故繰越したものです。

なお、現在までの進捗率が低い事業につきましても、早期執行に努め、一日でも早い災害復旧事業等の完成を目指し、予算の執行に取り組んでまいります。

続きまして、収入未済額について説明させていただきます。

附属資料の182ページをごらんください。

1段目の河川敷占用料で60万3,000円、2段目の土石採取料で295万3,000円、3段目の雑入で3億503万1,000円が生じております。

これらの理由につきましては、次のページ、183ページの中ほどにあります3番、平成29年度収入未済額の状況をごらんください。

まず、1段目の河川敷占用料として5件の収入未済額がありますが、理由としましては、生活困窮によるものが4件、所在不明によるものが1件となっております。

次に、2段目の土石採取料として2件の収入未済がございますが、理由としましては、生活困窮によるものが1件、その他が1件となっております。そのうち、その他の内容としましては会社代表者死亡によるものです。

そして、雑入3段目の、海砂利超過採取に係る過料及び4段目の海砂利採取不当利得のどちらも同じ債務者によるもので、計5件となる収入未済がございます。理由としましては、生活困窮によるものが3件、その他で、代表者死亡によるものが2件となっております。

占用料等の使用料の未収金につきましては、これまで出先機関とも連携しながら徴収に努めているところでございますが、引き続き、未収金の解消に向け、納入指導等に取り組んでまいります。

また、過料等の雑入の未収金につきましては、平成22年度と平成24年度に判明した民間業者による海砂利の違法採取に起因するもので、資料に数字の記載はございませんが、過

料等の全体額は3億2,400万円余でございました。そのうち、平成29年度末までに1,900万円余が納付されている状況です。いずれの事業者も経営状況が厳しく、また、財産調査の結果でも全額の納付が可能な状況ではございませんでした。徴収が難しい状況ではありますが、今後も引き続き、定期的に事業者への訪問を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

最後に、不納欠損額の内容につきまして、附属資料の189ページをごらんください。

使用料の不納欠損額として河川敷占用料5万8,000円が生じております。理由としましては、平成21年度から平成24年度までの占用料について、時効期間満了による債権消滅によるものでございます。

以上で河川課の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

港湾課は、一般会計のほか、港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計について御説明いたします。

説明資料の56ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。

最上段の分担金及び負担金は、港湾事業に伴う市町村負担金で、不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、予算現額と収入済み額との比較の63万1,000円の減につきましては、事業費確定によるものです。

57ページをお願いいたします。

最上段の使用料及び手数料において21万4,000円の収入未済額があります。内容については、後ほど附属資料で御説明いたします。

上から4段目の国庫支出金に不納欠損額、

収入未済額はありますが、予算現額と収入済み額との比較の7億8,935万2,000円の減につきましては繰り越しに伴うものです。

58ページをお願いいたします。

58ページから59ページにかけて、不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、60ページをお願いいたします。

次に、一般会計の歳出について御説明いたします。

上から2段目の港湾管理費で不用額754万5,000円、最下段の港湾建設費で不用額1,029万4,000円が生じています。これは、事業費確定に伴う執行残などによるものです。

61ページをお願いいたします。

最上段の空港管理費で不用額480万3,000円、3段目の港湾災害復旧費で不用額4,288万1,000円、4段目の港湾単県災害復旧費で不用額230万6,000円が生じています。これは、事業費確定に伴う執行残などによるものです。

62ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

最上段の使用料及び手数料において47万4,000円の収入未済額があります。内容については、後ほど附属資料で御説明いたします。

最下段の国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はありません。

63ページをお願いいたします。

不納欠損額、収入未済額ともございません。

64ページをお願いいたします。

上段の諸収入において133万9,000円の収入未済額があります。内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

下段の県債に不納欠損額、収入未済額はありません。

65ページをお願いいたします。

次に、港湾整備事業特別会計の歳出について御説明いたします。

上から2段目の施設管理費につきまして1億6,753万円の不用額が生じています。これは、入札残や国の補助内示額が予算額を下回ったことなどによるものです。

67ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計について御説明します。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

69ページをお願いいたします。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計の歳出について説明いたします。

最下段の災害復旧費で7,344万7,000円の不用額が生じています。これは、設計変更による事業費確定に伴う執行残によるものです。

以上で一般会計、特別会計の歳入、歳出に関する説明を終わります。

続きまして、附属資料について説明いたします。

まず、繰り越しについて説明いたします。

附属資料の128ページから136ページが港湾課に係る繰越事業でございます。

133ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の明許繰り越しは33カ所、16億6,827万円で、理由としましては、関係機関との調整に不測の日数を要したことなどでございます。

134ページをお願いします。

最下段のとおり、一般会計の事故繰越は2カ所、3億9,045万5,000円で、理由としましては、計画変更や工法変更の不測の日数を要したことなどでございます。

135ページをお願いいたします。

最下段のとおり、港湾整備事業特別会計の明許繰り越しは3カ所、3億5,476万5,000円で、理由としましては、港湾利用事業者との

協議に不測の日数を要したことなどでございます。

136ページをお願いいたします。

最下段のとおり、港湾整備事業特別会計の事故繰越は1カ所、8,687万5,000円で、理由としましては、熊本地震の影響により資材調達等が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことなどでございます。

以上、港湾課は、合計で39カ所、25億36万5,000円を次年度に繰り越しをしております。

184ページをお願いいたします。

続きまして、収入未済について説明いたします。

一般会計では、最上段のとおり、使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料で21万4,000円の収入未済額があり、理由は生活困窮と申請者死亡のためで、対象は2者となります。

最下段の未収金対策のとおり、関係者の自宅訪問に取り組み、うち、1者については、現在分納中です。

185ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計では、最上段のとおり、使用料及び手数料のうち、重要港湾使用料で47万3,000円の収入未済額があり、理由は申請者の業績不振のためで、対象は1者です。

また、2段目の諸収入の雑入で133万9,000円の収入未済額があり、理由は、債務者の業績不振のためで、対象は2者です。

186ページをお願いいたします。

未収金対策のとおり、地方港湾使用料につきましては、収入未済は解消されました。重要港湾使用料の1者につきまして、分納誓約書による納付指導を継続中です。雑入の2者のうち、1者につきまして、分納誓約書による納付指導を継続しております。もう1者につきましては、会社が解散しており、財産や事業を再開する見込みがないため、徴収停止

中です。今後も、四半期ごとに進捗状況を確認し、未収金解消に向けた対策の検討を行ってまいります。

続きまして、附属資料の194ページをお願いいたします。

県有財産の処分状況を説明いたします。

水俣港月浦地区、三角港波多地区、八代港内港地区において、合計3件の港湾用地を売却し、収入金額は4,649万5,000円でございます。

以上で港湾課の説明は終わります。

よろしくをお願いいたします。

○中山砂防課長 砂防課でございます。

説明資料の70ページをお願いします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

上から1段目の分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、6段目の国庫支出金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算額に対しまして139億3,414万1,000円の収入減となっておりますのは、社会資本整備総合交付金や災害関連緊急事業費補助など、平成30年度への繰り越しによる事業費の減に伴う国庫支出金の減でございます。

次に、71ページの上から3段目の繰越金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、4段目の諸収入につきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

説明資料の72ページをお願いします。

まず、上から3段目の砂防費につきまして、不用額が34億6,776万5,000円生じております。主な理由は、用地取得難航により契約ができなかったり、工事進捗の遅延により変更契約ができなかったこと並びに設計変更や

単県事業から交付金事業への移行などに伴う執行残により不用が生じたものでございます。

次に、73ページの上から2段目の災害復旧費につきまして、不用額が369万円生じております。これは、単県砂防施設災害復旧事業における執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

附属資料をお願いします。

附属資料の137ページから157ページにかきまして、平成29年度の明許繰り越しを記載しております。

157ページをお願いします。

最下段に記載しておりますように、平成30年度への明許繰り越しは、合計で164カ所、78億5,236万円でございます。

繰り越しの主な理由としましては、熊本地震やその後の豪雨により発生した土砂災害などに対して、砂防堰堤や地すべり対策施設を整備する事業において、施設配置計画の策定や用地買収に不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越しを行ったものでございます。

次に、附属資料の158ページから168ページにかけて、平成29年度の事故繰越を記載しております。

168ページをお願いいたします。

最下段に記載しておりますように、平成30年度への事故繰越は、合計で330カ所、133億4,709万3,000円でございます。

事故繰越の主な理由としましては、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保や資機材不足、工事着手後も砂防堰堤における流用土の変更により不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

住民の安全確保のため、一日でも早い完成を目指して、予算執行に取り組んでまいります。

以上で砂防課の説明を終わります。  
よろしくお願ひします。

○松野建築課長 建築課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の74ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損及び収入未済はございません。

75ページをお願いいたします。

4段目以降の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対して1億2,831万6,000円の減となっております。これは、5段目の社会資本整備総合交付金の繰り越し及び事業費確定に伴う減が主な理由となっております。

次に、77ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

上から3段目、建築指導費における不用額2億5,620万3,000円につきましては、主に生活再建住宅支援事業の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で説明いたします。

建築課につきましては、附属資料の169ページから171ページに記載しております。

171ページの最下段をごらんいただきたいと思ひます。

最下段のとおり、建築課の平成30年度繰り越しの合計は1億4,420万7,000円でございます。

繰り越しの主なものとしましては、まず、169ページ4段目に記載しております住宅耐震化支援事業費で、県内全域において木造住宅の耐震化を継続的に支援する必要があり、繰り越しを行ったものでございます。今後も引き続き、新聞、県政番組などを通して、住宅耐震化の必要性を県民に広く周知してまいります。

次に、170ページをお願いします。

2段目にあります宅地耐震化推進事業費

で、大規模盛り土の位置と規模を把握する調査をしておりますが、基礎資料収集について、国交省が示しておりますマニュアルに従って市町村から昭和40年代の地図を収集いたしました。活用できる地図が少なかつたため、国土地理院が所有する航空写真を活用せざるを得なく、時間を要することとなり、やむなく繰り越しを行ったものでございます。

建築課は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○重松宮繕課長 宮繕課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の78ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

国庫支出金及び繰越金でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、79ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

土木総務費の不用額2,950万7,000円につきましては、主に県有施設の改修等に係る工事請負費や設計監理委託料の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰り越しについて、附属資料で御説明いたします。

宮繕課につきましては、附属資料の172ページから173ページに記載しております。

173ページの最下段のとおり、宮繕課の平成30年度への繰り越しの合計は、県有施設保全改修費で11カ所、合計3億3,473万円となっております。これらにつきましては、いずれも入札不調等による計画変更等の検討に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、熊本地震による災害復旧事業を優先したため、進捗状況の数値は低くなっておりますが、全て年度内に完了する見込みでございます。

宮繕課の説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。よろしくお願ひします。

まず、今年度の定期監査における指摘事項がございましたので、御説明いたします。

指摘の内容は、「平成29年4月から10月にかけて、県営住宅の家賃徴収事務において、徴収誤りがあり、過徴収分を返還している。チェック体制の強化を図り、徴収誤りの再発防止に努めること。」でございます。

次に、指摘に対しての対応状況について御説明いたします。

今回の県営住宅家賃の過徴収は、平成29年11月に入居者からの指摘により判明し、同11月に2件分、30万8,000円を還付したものです。

これは、平成29年度県営住宅家賃決定作業において、県営住宅管理システムへの入力漏れがあったことが原因でした。そのため、再発防止策として、管理システムの入力チェック体制を強化するとともに、同様の事案が今後発生しないよう、家賃決定のシステムを一部改修しました。

今後、指定管理者と住宅課で相互に入力内容のチェックを行い、家賃誤徴収防止に努めてまいります。

次に、決算について御説明いたします。

まず、歳入ですが、説明資料の80ページをお願ひします。

最上段の使用料及び手数料ですが、調定額22億4,639万1,000円に対し、収入済み額が22億3,506万3,000円、不納欠損額が290万1,000円、収入未済額が842万7,000円となっております。

使用料の内訳としては、3段目に県営住宅使用料、4段目に駐車場使用料などの県営住宅用地使用料を示していますが、不納欠損と収入未済の状況については、後ほど附属資料で説明させていただきます。

81ページをお願ひします。

最上段の国庫支出金ですが、予算額に対して4億8,107万8,000円の減となっております。これは、繰り越し及び事業費確定に伴うものです。

次に、82ページをお願ひします。

諸収入について、下から2段目の災害公営住宅整備事業受託事業収入ですが、予算額に対し、26億4,492万8,000円の減となっております。これは、業務完了後に市町村から受託金を収入することになっていますが、平成29年度の事業完了が一部であり、未完了分の繰り越しによるものです。

次に、歳出について御説明します。

84ページをお願ひします。

2段目の住宅管理費の不用額5,676万5,000円につきましては、公営住宅維持修繕費の執行残、訴訟件数が見込みより少なかったことによる事務費の執行残などです。

3段目の住宅建設費の不用額9,213万7,000円につきましては、公営住宅ストック総合改善事業費や高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費等の事業費確定に伴う執行残などによるものです。

85ページをお願ひします。

2段目の住宅災害復旧費の不用額3億1,075万6,000円につきましては、県営住宅災害復旧費の事業費確定に伴う執行残です。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明します。

住宅課の明許繰り越しにつきましては、附属資料の174ページから179ページに記載をしております。

179ページをお願ひします。

179ページの最下段に記載のあるとおり、平成30年度への繰り越しの合計は38カ所、32億2,998万6,000円でございます。

主な理由としましては、熊本地震にかかわる災害復旧事業を優先施工したことに伴う通常事業の繰り越しや入札不調及び関係機関と

の協議等に不測の日数を要したものの、さらに、災害公営住宅整備受託事業において、市町村が整備計画の策定に不測の日数を要したために県の受託事業の工期が不足したもののなど、やむなく次年度に繰り越したものです。

次に、180ページをお願いします。

事故繰越につきましては、最下段に記載のとおり、2カ所、1億1,081万1,000円です。これは、工事着手後に埋蔵文化財の存在が確認され、調査に時間を要したり、使用資材の確保に時間を要し、不測の日数を要したものでございます。

現在、繰り越した事業につきましては、おおむね順調に進んでおまして、全て年度内に完成する予定です。

続きまして、収入未済の状況について御説明します。

187ページをお願いします。

1の平成29年度歳入決算の状況の1段目、県営住宅使用料ですが、収入未済額が799万3,000円、2段目の県営住宅用地使用料ですが、収入未済額が43万4,000円生じております。これは、公営住宅は、入居対象者を住宅に困窮する低所得者としておりますが、収入の低下等により生活困窮の度合いが増し、収入未済となったケースや、既に県営住宅を退去した滞納者による未収金が主な原因です。

2の収入未済額の過去3カ年の推移ですが、県営住宅使用料、県営住宅用地使用料ともに年々減少し、平成29年度の額は、平成27年度の額の4分の1程度となっております。

188ページをお願いします。

4の平成29年度の未収金対策をごらんください。

これは、各未収金についての対策を記載しております。

県営住宅使用料の入居者への対策としましては、③の職員による電話催促や分納指導、④の3カ月以上の滞納者への催告及び当該催告に応じない滞納者の連帯保証人への通知等

を重点的に取り組んでおります。また、退去者への対策としましては、④の分納誓約の実施を重点的に取り組んでいます。

これらの取り組みにより収入未済額が年々減少しており、一定の成果があったものと考えておりますが、歳入確保及び公平性の観点から、未収金対策を今後とも引き続きしっかりと取り組んでまいります。

最後に、不納欠損について御説明します。

190ページをお願いします。

県営住宅使用料に不納欠損額が270万円ございます。これは、退去後、滞納者の死亡、所在不明等により時効となったものです。

192ページをお願いします。

県営住宅用地使用料に不納欠損額が20万1,000円ございます。これも、退去後、所在不明等により時効となったものです。

以上で住宅課の説明を終わります。

よろしくをお願いします。

○小早川宗弘委員長 以上で土木部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 地震の被害が非常に大きかった益城町の土地区画整理事業ですけれども、都市計画決定が速やかになされて区画整理事業に取りかかっておられることは大変好ましいことだと思いますけれども、職員の健康管理というのが前のほうに出てきているけれども、随分多くの人手を要しておられると思うんですね、県の職員の。こうした都市計画、いわゆる区画整理事業に要する人員というのはどのような確保をされているのでしょうか。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

現在、広域本部のほうにおきまして、益城

復興事務所を新たにことし4月から組織いたしまして、それで、用地及び工事関係の職員をそこに集めまして、熊本高森線の4車線化の事業と区画整理事業をこの事務所でやっていただくということで、仕事をやっていただいています。その中には、各県からの応援の職員も来ていただいておりますし、益城町からの職員も、この中に入って一緒に仕事をさせていただいております。

人員は50名ほどだったと思います。ちょっと数字的には覚えておりませんが。

以上です。

○岩下栄一委員 他県からの応援の職員さんたちの給与なんかはどうなっているんですか。

○藤本監理課長 監理課からお答えしますと、他都道府県からの応援職員は現在31名、他都道府県から応援に来ていただいている土木職員と建築職員とで。給与につきましては、本県が基本的には負担をいたしますが、一部交付税でその分は措置されることになっております。

○岩下栄一委員 大変なことだろうと、御苦労だなど思っております。それで、異議申し立てというか、住民のいろんな意見があって、都市計画決定がなされれば、みんなもう黙ってしまうんですか、それとも、まだ、熊本弁で言うなら、ぐぜっとつとですかね。

○坂井都市計画課長 区画整理でお話しいたしますと、区画整理の事業計画をつくらうときに住民の皆さんから意見が出ております。意見書としては、20名の方から意見書が出てまして、例えば、最初説明があったときの道路の位置と事業計画で示した道路の位置が違わないとか、減歩率についてお話があったりとか、そういう意見がございまして、そ

れについて、都市計画審議会にその意見書について諮りまして、採択するかしないかをそこで結論いただきまして、事業計画は、県が進める内容で支障ないということで今進めております。

現在、意見書を出された方々にも直接お会いいたしまして、県の考えとか、今後どういうふうにやるとかということにつきまして、丁寧に説明しながら、同意を得ながら事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○岩下栄一委員 最終的には円満に推移しているわけですね。

○坂井都市計画課長 最終的には、もう地元の方たちはその中で住んでいただかなくちゃいけませんので、どういう形にしても合意を得られるように説明を丁寧にしていきたいと思っております。

以上です。

○井手順雄委員 繰越工事がもうたくさんありますね。こういった震災関係の災害復旧ということで仕方がないと思うんですが、通常の工事であった場合、こういった繰り越しは簡単にできるもんかな。私の認識じゃね、年度末までには必ず終わってくださいと、繰り越しちゃだめですよというような感覚ですよ。今はどういう状況ですか、その辺は。

○藤本監理課長 繰り越しにつきましては、今御指摘がありましたとおり、地方自治法上の制度としては例外規定でございまして、その年度内に終わるとというのが基本でございまして。その中で、やむを得ず繰り越しをするものがございまして、通常は12月議会においてその枠を提案させていただいております。ただ、今の時期、熊本地震以降は、かなりその状況が、工事を大量に発注してござい

すので、やはり結果的に繰越額が非常に多くなっており、やむを得ず繰り越しを行っており、さらに、事故繰越も発生しているという状況でございます。

○井手順雄委員 じゃたい、繰り越しました、例えば、ことしも予算要求されますけれども、まだ全然工事が終わっていないのに、まだその災害の続きがあると。そのときにまた予算要求するわけでしょう。そうしたらもう、その年で倍ぐらいの金額になるんじゃないかな。それは国としては認めてくれるわけですか。

○藤本監理課長 災害復旧事業は、原則としては3年間で終わるとというのが原則でございますので、基本は、その中でやはり繰り越しがありながらも、2年目、3年目の予算要求を行っているという実情がございます。

○井手順雄委員 もう2年半がたちました、なら、来年いっぱいまでにその工事は終わってしまわなくちゃいけないというような認識でよかですかね。

○藤本監理課長 基本はそのとおりでございますが、ただ、ちょっと通常の災害と比べるとかなり大きい災害でございますので、4年目につきましても、国と協議を行う必要があるかとは考えております。

○井手順雄委員 そのときは応援します。  
以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○緒方勇二委員 関連して。この明許繰り越しの理由の中で、堆積土砂とか水質汚濁防止とかいろいろ書いてあるんですね。それと、関係機関との協議に不測の日数とか書いてあ

るんですが、水質汚濁防止等に不測の日数を要するとか、これは具体的にはどういうことを指すんですかね。例えばですね、これはよく思うんですが、河川で水質汚濁防止をいろいろ何層かに分けてやってあるんですけども、最近の農業はすごく代かきやって、みんな河川を水質を汚濁するんですね。土木の事業やられているほうが、もっと至極真つ当なことをやられているんですが、こういう何か汚濁防止をするために不測の日数を要するようなことを、基本的に生じますかね。

○竹田河川課長 河川課でございます。

河川にもいろいろあるかと思えます。そこでの内水面漁協等々もでございます。そういうところ、あるとこないともございます。当然、一般住民の方々も、濁った水を快く思わない方が当然いらっしゃいます。なるべくその汚濁水が出ないような対応をするんですけども、それ以上の措置を求められる場合もございます。そういった場合に、ちょっと普通はここまでしかやらないんですけどというところで協議をする場合もございます。

○緒方勇二委員 近接工事がすごくつながっているとか、それなら、みんなでやりましょう、そこはとか、いろんな工夫ができるケースが多かったんだろうと思いますけれども、その辺の連携とか何かうまいことやればできそうな気もするんですけども、そういうことと、それから、済みません、これは道路保全課か維持のほうになるか知りませんが、何年前の北部豪雨災害のときに、繰り越しの理由の中で、ガードマン不足というのが物すごく出た時期がありました。今回は出ないんですね。随分そのときにお願いしたのがですね、交通量の度合いによってガードマンの張りつけ要件が同じじゃないんじゃないですかというふうなお願い方をしたんですね。すごくこれは大変だろうというぐらいガード

マンさんがさばいているケースもあれば、全く交通量が少ないにもかかわらず、こぎゃん張りつけにゃんとかねというような事例もあるんですね。その辺、何か改善されたんですかね、これ。

○竹田河川課長 まず、最初の御指摘に関しましては、やはり私どものほうでまだ工夫をすべきところがいっぱいあるかと思えます。御指摘のとおりのところも当然でございますので、そのあたりは気をつけて少しでも工程上スムーズにいくように、また、そのほうがコストも安く済みますので、その辺は配慮してまいりたい思っております。

以上です。

○勝又道路保全課長 交通整理に関しましては、交通管理者との協議に基づいて、人数とか、それから張りつける場所とかということを決めているかと思えます。それにつきましては、確かに震災が発生した直後あたりに比べると随分と緩和されてきたとは、人員不足がですね、緩和されてきたとは思いますが、まだまだ足りない状況にはあるというふうには聞いております。

対策につきましては、やはり継続的に交通誘導員あたりを雇っておくとか、そういうことで工事がスムーズに進むように配慮しているのではないかというふうを考えております。

○緒方勇二委員 これ、下水環境課にお尋ねしますけれども、35ページですけれども、浄化槽が5,500万ほど残が出ていますけれども、何か大きな理由があるんですかね。浄化槽、これは市町村設置型とか、いろんなことだろうと思うんですけれども、その理由を。

○渡辺下水環境課長 浄化槽整備事業でございますが、これは主に浄化槽の設置者に補助

を行う市町村に助成を行うものでございます。

昨年度は、熊本地震によりまして被害を受けた浄化槽に対する取りかえ、新設といたしまして769基の補助の予算を確保しておりました。これにつきまして、工事業者の不足などにより、年度末に設置者から補助申請の取り下げなどが相次いだことから、市町村が想定していた補助基数を大きく下回ったことが執行残の理由でございます。

○緒方勇二委員 ということは、被災した浄化槽はそのままになっているということですか、取り下げがあったということは。

○渡辺下水環境課長 多くの被災者の方がいまだ仮設住宅などにおられて、従前に住んでおられたお家のほうにまだ帰還が進んでいないということもございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 よろしいですか。

○緒方勇二委員 はい。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かありませんか。

○溝口幸治委員 先ほどの繰り越しにちょっと関連しているんですけども、河川と港湾はほとんどが関係機関とのということで、漁協との協議ということで、ちょっと私、海のことにはよく存じ上げませんが、河川の協議でいくと、中にはちゃんとした理由のやつもあるんだと思いますが、私が聞いたり調べたりしている中では、いわゆる漁協組合が過度な要求をして日数がたってしまうということがあったり、あるいは工事をしている途中で振興局とかにどなり込んでいって、どなり込んでこられた若い職員がびっくりするか

ら現場をとめる、現場をとめられると、機械や重機がそのまま何日も放置されるので、それはちょっとかなわぬということで、まあ、協賛金なり何なりで解決をしていくというふうなケースもあるようですが、先ほど農林のところでも申し上げたんですけれども、まあ、協賛金がちゃんとした適正なやりとりをされる分には構わないと思うんですが、やっぱり過度な要求があったり、今震災でそれぞれの河川でそういった事業があるやにも聞こえてきておりますので、やっぱりそういう状態にならないように、行政もしっかり漁協組合、あるいは河川を使う方々、あるいはその当該自治体とかと一緒にして良好な関係をつくっていくというところを、しっかり土木部としてもやっていく必要があるんだというふうに思います。

そのあたりをぜひ、これはさっき農林でも申し上げたんですけれども、決算委員会でもきっちり皆さん方に指摘をさせていただいて、これは県庁全体でちゃんと取り組んでいくということをぜひやっていただきたいと思っていますので、河川局長か土木部長か、コメントをいただければ。

○宮部土木部長 今溝口委員からの御指摘、私どもも、しっかりと振興局とも意見交換をしながら、情報も共有しながら、また、関係する、先ほど申された農林水産部とも連携をとりながら対応していきたいと思います。

○小早川宗弘委員長 溝口委員、よろしいですか。

○溝口幸治委員 はい。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 附属資料のほうの187ページですね、県営住宅の収入未済の額が、これは

皆さんの頑張りもあると思いますけれども、非常に少なくなってきているという御説明がございましたが、頑張りで少なくなったということでもいいんですか。入居者がかわったんですかね。

○小路永住宅課長 未収金対策につきましては、188ページの4番に対策を書いております。この中で、初期の滞納者に対して速やかに滞納状況を解消するということが、だんだん数が少なくなっていくことでできていると。その初期滞納者の対応ができることで、従前の滞納者にもしっかりと徴収の催促をするということがうまくできているというのが、収入未済額が減ってきている状況ではないかというふうに思っております。

○鎌田聡委員 初期滞納者への対応が早いと、速やかにやるということ。何か分割のほうにうまく移しているとか、何かその辺のやり方が、やって功を奏したとか、そういうものもあるんですか。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

収入未済の状況で3番に分割納付と生活困窮の状況があります。なかなか滞納された方にすぐ全額ということが難しい状況もありますので、そういった方については、分割納付をお願いしたりしております。

○鎌田聡委員 多分生活困窮者というのは、結構ふえてきているとは思うんですね。このように収入未済は減ってきているということで、皆さんのそういったやり方がうまく功を奏してきているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、強力に取り立てることじゃなくて、そういった相手に応じたやり方とそのタイミング、言われたように初期対応ということでしっかりと取り組んでいただくことが、成果が出てきておりますの

で、継続して頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小早川宗弘委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで土木部の審査を終了します。

次回の第6回委員会は、10月22日月曜日午前10時に開会し、午前に商工観光労働部及び国際スポーツ大会推進部、午後に教育委員会の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、委員会資料は、いつもどおり足元の資料袋に入れてありますので、御確認のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでございました。

午後2時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長